

第八十四回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十一号

昭和五十三年五月九日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 木村武千代君

理事 大西 正男君

理事 中村 弘海君

理事 小川 省吾君

理事 小川 新一郎君

相沢 英之君

石川 要三君

地崎宇三郎君

中村喜四郎君

西田 司君

加藤 万吉君

新村 勝雄君

榎藤 恒夫君

和田 一郎君

三谷 秀治君

出席國務大臣

自治 大臣 加藤 武徳君

出席政府委員

自治省行政局長 塩田 章君

委員外の出席者

總理府恩給局長 手塚 康夫君

給問題審議室長 山崎 登君

大蔵省主計局長 梅澤 節男君

大蔵省主税局長 加戸 守行君

文部省初等中等 小島 弘伸君

教育局地方課長 山本 純男君

厚生省保険局長 桑名 靖典君

厚生省年金局長 山本 純男君

面課長 桑名 靖典君

自治省行政局長 桑名 靖典君

務員部福利課長 桑名 靖典君

地方行政委員会 日原 正雄君

調査室長

五月八日

退職地方公務員の共済年金・恩給改善等に関する請願(永末英一君紹介)(第三九八九号)

ボーラー技士の地方自治法に基づく格付変更に関する請願(飯田忠雄君紹介)(第四〇一〇号)

同(河上民雄君紹介)(第四〇三五号)

同(佐々木良作君紹介)(第四〇九四号)

は本委員会に付託された。

五月一日

地方行政の改革に関する陳情書外九件(山口県議會議長吹田悦九名)(第二八九九号)

地方事務官制度の廃止に関する陳情書外一件(長崎県議會議長松田九郎外一名)(第二九〇号)

地方公営交通事業の経営健全化に関する陳情書外四件(尾道市議會議長小倉八郎外四名)(第二九一〇号)

市街化区域内農地の固定資産税に関する陳情書(大阪府東区法田坂町一〇大阪府農業會議會長置田忠義)(第二九二二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号)

〇木村委員長 これより會議を開きます。

内閣提出に係る昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたし

ます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。小川省吾君。

〇小川(省)委員 まず最初に、恩給局にお尋ねをいたします。

昭和五十三年度の恩給の改正に当たりまして、七%プラス一千三百円という額を決定したわけでありまして、定額部分をもう少しふやすべきだったというふうには思っておりますが、その限りにおいては評価をできるといふふうに思っております。しかし、最近における春闘の賃上げの状況等を見ますと、物価の値上がり以下に賃上げが抑え込まれていくというか、賃上げ率は物価の値上がりに以下にとどめられているわけでありまして、本年の賃上げがまさにそのとおりだといふふうに思います。

そこで、来年度以降を展望してみた場合、ただ単に公務員の賃上げ率に準拠するだけの恩給の改定では済まなくなってくるのではないかと、いうふうに思っております。昨年からは定率部分と定額部分を加えて実施するようになったことは前進でありまして、物価の値上がり率との差額を何らかの補てんをするような形をとっていかねばならないのではないかというふうに思います。恩給や年金の受給者がいわゆる食料といふか、給や年金の受給者になるのではないかと、いうふうに思っておりますが、来年度以降物価の値上がり率をどう反映させていくのか、恩給局に對しては、お伺いをいたしたいと思っております。

〇手塚説明員 ただいまの御質問でございますが、毎年恩給増額を行っております。これは物価等の情勢を考慮しながら実質価値の維持を図っていかねばいけません。このところほとんど毎年増額を行っておりますので、このところほとんど問題は、その指標を何に求めるかといふことがき

わめてむずかしい問題でございます。先生とうに御存じのように、かつては物価をむしろ主体にして、公務員給与も勘案しながら増額指標とするという方針をとってまいりました。四十八年以降、むしろ公務員給与が総合的な指標として使われるんじゃないかといふことで、公務員給与そのものを指標とするというふうになりつつあるわけでございます。その結果、まさに五十一年から、先生からおほめの言葉を賜りましたように、回帰分析方式と称しまして、公務員給与を平均でやるのではなくて傾向まで反映したもので指標とするという方式をとったわけでございます。ただ、二、三年、先生御指摘のように、確かに公務員給与そのものがいわば見方によつては物価を下回っているという状況が続いているわけでございます。ただ、それは四十八年以降、現在公務員給与を指標としてやることをやめて、物価の方が高いからそちらに乗り移れるかといへば、単年度だけをそういうことをやるのはやはりむずかしい話です。これは試算でございますが、はつきりした数字は持っておりませんが、過去の物価上昇分とそれから公務員給与に準拠した恩給のアップ率をずっと累積して比較してみても、まだ物価よりも公務員給与に準拠した恩給の上がりの方が高いわけでございます。したがって、ここ数年確かに先生御指摘のような状況が続いておりますが、ここですぐ物価に乗り移るといったようなことはわれわれまだ考えておりません。

ただ、もう一つの問題としては、ここ数年だけで見て確かに低いのですが、実は恩給はベースアップ以外にもいろいろ改善を行っております。その改善、たとえば今度の、この間法案を通していただきましたが、その予算の伸びが、一人頭の平均で見ますと、恩給は一六%伸びているわけなんです。した

がつて、いわば物価を上回った改善が全体としてはなされていくというふうに私も実は理解しているところでございます。

○小川(省)委員 物価にすぐ乗り移っていくわけにはいかない、物価の値上がりよりもまだいいような改定をしておるといのは、七割プラス千三百円というような改定方式を出したわけですから、そういう点は配慮されているとは思いますが、物価の値上がり率等も参考にして来年以降の改定に当たっていただきたい、こういうことを特別にお願いをいたしておきたいと思っております。

次に、恩給における最低保障額の決定であります。最低保障額の決定が少し低きに過ぎるのではないかとおもうに思っております。この決定の経緯と額の引き上げについて伺いをいたしたいわけですが、少なくとも標準世帯の生活扶助基準月額よりも現在の状態ではかなり下回っている状態というのはいさぐさしい状態ではないというふうに思っています。標準世帯最低扶助基準月額との関係等はどうか、この点について伺いをいたします。

○手塚説明員 生活保護と恩給とを比較するということとは私もこれはなかなかむずかしい、次元の全く違うものを比較されるということとは多少つらいというふうに考えております。生活保護は、その人が本当にいろいろ努力をしたにもかかわらず最後ぎりぎり落ち込んだときに国としてその生活を支えるものとしての最終的な制度でございます。恩給はそれなりに国に尽くしたというその尽くした度合いに応じて支給するというふうになっているわけでございます。したがって、生活保護と——生活保護も四人世帯と比べられるというのはいさぐさしいかというふうに考えます。むしろ老人の單身世帯あるいはせいぜい夫婦の世帯と比較していただきたいと思いますが、その比較自体いま申ししたようにちょっと次元が違うものではないかというふうに考えているわけでございます。

私どもからお答えするよりは共済の方からお答えいただきたいという感じもいたすわけでございます。

と申しますのは、増額等いろいろ恩給がリードしているように見えますが、この点だけは実は恩給の方が後追いの形になっております。むしろ四十一年に共済制度の方で最低保障制度があるというところに着目して、恩給的ではございませんが、そういったもの、かつての公務員といまの公務員とそう差があつてはいけないうちやないか、少なくとも最低については差があつてはいけないうちやないかということ、後追いで実はまあいった次第でございます。途中は実は金額も共済の最低保障にとも及ばなかった、時期的にも一年ないしは二年おくれであるということもございまして、最近ようやく大体同じような水準に持ってきたということでございますので、われわれとしてはよく共済に追いついたという感じを持っておるわけでございます。

○小川(省)委員 恩給というのは国に尽くした度合いに応じて支給をする、生活扶助というのはいさぐさしいと抜け出られないところにある者に対して支給するのだから、比較をする基準がないというか、次元が違うというお話であります。しかし、恩給や年金の額が生活扶助基準を大幅に下回っているというのはいさぐさしいと考へてもおかしい、こういうふうに思われますので、最低保障月額についてはさらに大幅に上げていくような努力をぜひお願いをいたしたいと思っております。

恩給局から聞き始めてまいりましたので、あと一、二お伺いをいたしたいと思ひます。

共済年金の改定については、共済年金の基礎期間に恩給期間を現在通算して恩給の改定に準じて措置をしているわけですが、恩給も年金も、御承知のように、現職の公務員よりは一年の改定時期のおくれがあるわけでありまして、今後どのような改定時期のおくれについて措置をしていくおつもりなのか、この点について伺いをいたします。

○手塚説明員 恩給の改定、改善、四十八年までは十月というところで過去ずっと十月で来たわけでございます。先生方の御尽力もございまして、四十九年から一月ずつ前進をして、去年これはたまたま減税問題もございまして、当面の目標であった四月というのがようやく実現を見、ことしも財政当局とも話し合つて四月というの基本的な分についてはさらに実現したわけでございます。これが一年おくれであるということ、実はまだ異論もあるところでございます。一年おくれ議論が出たのは、やはり四十八年に公務員給与そのものを指標ととるというふうに指標を公務員給与に合わせたために、それに比べて一年おくれになっているか——当時としては一年半ですが、という認識が出てきたわけでございます。

ただ最近の国会での御議論でも、実は先ほど先生も御指摘があつたように、むしろ物価でいくべきではないかという御意見もあるような時代でございます。したがって、私どもはまたその短期間の、数年の動向だけで現在の増額指標に公務員給与をとっていることを放てきする意図は毛頭ございせんが、いろいろな情勢をさらに見かねなければいけない、そういった点を見かねて本当に公務員給与そのものでいくということが確立した段階においては、やはりそれと一年おくれといったものを真剣に考へていかなければいけないのではないかとおもうに思ひます。現段階ではもうしばらく推移を見ていきたい、当面の目標である四月を二年いきましたが、定着させていきたい、こういうふうに考へております。

○小川(省)委員 公務員給与をとつたから一年のおくれがあるということですが、そういう意味では最近における年々の改定が公務員給与に準じて改定をしてきたわけでありまして、やはりこれは恩給や年金額の低きゆえにそういう議論が出てくるんだらうというふうに思っております。

それから、地方公共団体が恩給制度に準じて条例等に基づいて支給をしている年金については、共済の新法年金との間に格差があると思ひますが、恩給制度についても共済年金の場合のような通年方式といひますか、通年ルールを採用していくべきだというふうに思っておりますが、恩給の上で通年ルールを採用していくようなお考えはありますか、どうですか。

○手塚説明員 通年方式あるいは通老方式と私どもも申しておりますが、ある意味で頭が痛い問題であります。と申しますのは、年次別格差問題、あるいは後でまた先生御質問あるかもしれませんが、確かに最近やめていく方と恩給時代にやめた方とでは年金額で差があるとわれわれ理解しております。

一般的に古い方が低いという傾向のほかに、実はわれわれは制度間格差と言っている問題でございます。恩給と共済と計算方式自体違ひます。片方は百五十分の五十で出費して後、百五十分の一ずつ伸びていく。それに対して片方は、百分の四十から、さらにこれに一年ごとに百分の一、五というように伸び、これ自体が実は大きく違ひているわけでございます。そこに新たに通年方式といつたものを、四十九年でしたか共済の方で導入されたわけですが、ただ、これははつきり申しまして、社会保険制度の一環としての共済制度が厚年との通算といつたことを考慮して入れたものだといふふうに聞いているわけなんです。効果としては確かにそのために低い方、長い方で特に恩給で申せば仮定係給の低い方がきつて有利であるというところは私も理解しているわけですが、ただそのように取り入れた経緯から申しますと、それをそのまま恩給にすぐ反映させるということが妥当かどうか、いろいろ疑問のあるところでございます。したがって、われわれはそのものを取り入れるというふうにはいまのところ考へておりませんので、むしろ恩給的に、しかし新制度、共済制度との格差が余りにはなだしくなるのは遺憾でございますので、それを恩給的に何か詰めていく方法はないか、そういったことを目下研究しているところでございます。

○小川(省)委員 わかりました。

次に、遺族年金についてであります。毎回私が主張をしておりますように、受給者が亡くなった、すぐ半額だということ、どうも生活の実態から見てこれはなじみがないといふか、私はそんなことはあり得ないことだといふふうに思っております。私の要求は、御承知のように恩給額の八〇%という主張をしておるわけでありまして、二分の一の点をさらに引き上げていく考えはないのか、まずこの点を伺います。

○手塚説明員 遺族に対して給付する年金、これは二分の一が妥当かどうかという点になります。私も必ずしも二分の一が絶対的な線だといふふうには考えているわけではございません。まあ大正十二年に恩給法を制定して以来ずっと二分の一という点で来たといふことは事実でございますが、それが絶対的に正しいかどうか、特に社会経済情勢の変化した時代においてそれが正しいかどうかといふことはやはり問題があるといふふうに考えているわけです。ただ、そのために何にも手を打てないかと申しますと、そうではないわけです。過去二年間、二つの方法でやってきたわけです。

その一つの方法は寡婦加算、これは全員じやございせんが、やはりその二分の一というの一番響く層ということで、妻、それも老齢の妻なしは小さな子供のある妻、それを対象として加算をつける。これは発想的には定額でつけるということなんです。この定額でつけるという意味は、御説明するまでもないと思いますが、仮に三十万の年金をもらっている方の奥さん、それから三百万の年金をもらっている方の奥さんを考えますと、それぞれ御主人が亡くなった場合に、三十万の方の奥さんは十五万になってしまふ。片や三百万の場合には百五十万です。どっちも半分です。半分では気の毒じやないかといふことで、六割にしたらどうかといふと、その十五万が十八万になります。三万ふえます。ところが百五十

万の方は百八十万。すなわち三十万ふえるわけですが、したがって、その率を上げるというのは、より高い恩給をもらっている方の奥さんに有利だといふことになるわけですね。これをたとえ定額で三万でなくて五万を十五万に積み、下の方、三十万の奥さんは二十万ももらえるといふことになり。率にするのは六割七分ぐらい行くわけですね。片や三百万の奥さんは百五十万が百八十五万、だから五割ちよつと超えたわけ。むしろこの方がより状況に合っているのではないかと。この定額加算という方式を取り入れたわけですね。

それから、さらにそれでも救えない下の方、最低保障にかかっている方、その最低保障の基準を二分の一にしているというのを改めまして、老齢者の方とか、そういう寡婦加算の対象になるような方については、二分の一よりもさらに上回った最低保障を設ける、この二つの方式をとると、去年取り入れまして、この二つをさらにそれを一歩進めたといふことでございまして。ただ、それでも下の方で見ますと六割三分七厘ですが、まだ七割に行っていないわけなんです。私どもとしてはもう少し努力していかなければいけないと考えておりますが、方法としては、率を改めるよりはやはりこの定額加算なりあるいは最低保障をさらに引き上げていく、そういう方法で進んでいくべきではないかといふふうに考えております。

○小川(省)委員 寡婦加算を導入したことは評価をしていただいておりますが、いまもありません。よく六割三分七厘ですか、やっぱりまだまだ低いといふふうに思っています。これは後ほどまた別に取り上げますけれども、ぜひひとつ検討をしていただきたいと思います。寡婦加算等をさらに引き上げるような御努力をお願いしたいと思っております。

次に、大蔵省に対してお尋ねをいたします。共済年金に対する公的負担の問題であります。現行一五%であります。農林共済の一八%または厚生年金の二〇%に比べて不均衡であると思っております。当然これは引き上げられてしかるべきだと思ひますが、引き上げてくださるかどう

か、伺いたいと思ひます。

○山崎説明員 現在公的年金制度に対する国庫負担率は、先生御指摘のように共済年金が一五%でございまして、他の制度に比較いたしまして低率となっておりますのは御指摘のとおりでございます。しかしながら、社会保険に対する国庫負担のあり方につきましては種々の議論のあるところでございまして、実は、保険料だけで社会的に要求されるような最低限度の生活保障をすることができないような場合、あるいは被保険者の範囲が負担能力の低い者にまで及んでいる場合、それから性質上被保険者や事業主だけに費用負担させることは必ずしも適当でない場合、こういった合理的な理由がある場合に限り得るべきだと考えております。また、それと社会保険制度あるいは社会保険制度全般にわたって緊要度に応じて決めて

られるべきだといふふうに考えております。現在の制度ごとの公的負担の割合につきまして差のあるのは、そういった理由のほかに、各制度における年金の支給開始年齢あるいは給付の全体的額といふような給付水準の差をも考慮いたしまして、全体として不均衡にならないように現在配慮しているところでございまして、地方公務員あるいは国家公務員共済が他の制度に比較いたしまして低きに過ぎるというふうには現在考えておりません。

○小川(省)委員 確かに各制度間に差があることは承知をいたしておるわけですが、共済年金の一五%あるいは農林年金の一八%、厚生年金の二〇%と比べて差があるとは思ひませんが、もう少し説明してください。

○山崎説明員 制度の格差というものは、最近いろいろな面で共済、厚生年金等におきまして格差問題が取り上げられております。その一つの大きな柱といたしましては、支給開始年齢の相違といふのがございまして、それから、いろいろ算定の方法が違つておりますので、それで給付、年金額

の相違というものを来しておるわけでございます。そういった差を見ますと、二〇と一五の差といふものは一応均衡のとれているものといふふうに考えております。さらに、私学、農林につきまして差のあることでございまして、先ほど国庫負担の基本的考え方ということで申し上げましたように、私学、農林につきましては非常に被保険者階層の低いところがございまして、一人当たりの給付の面にとりまして、あるいは実際に出てくる年金額を比較いたしましても、相当の差がございまして、そういった面を十分考慮して現在の率が決められていまして、御指摘のように不均衡といふふうには私ども現在考えておらないわけでございます。この点については今後ともいろいろと全体の諸情勢を見ながら検討してまいりたいといふふうに考えております。

○小川(省)委員 まあいいでしょう。自治省に伺いたいと思ひますが、遺族年金に加算される寡婦加算、遺族加算でありますけれども、今回もお情けばかりの措置がとられていようであります。これらを加算すると、現行遺族年金は実質的には何%になるのか、先ほど六割三分七厘というお答えがありましたけれども、共済年金の場合でもそうになっているのか、もう少し、引き上げるなら、さらに大幅にこの寡婦加算といふのは引き上げるべきだと思ひますが、いかがですか。

○桑名説明員 今回御提案を申し上げております法律案に基づきまして、遺族年金の最低保障額等を引き上げることについてお示しですが、五十三年度の改定によりまして年金額の増加額を推計いたしますと、全部の平均が、現在改定前が五万七千三百四十七円に對しまして、改定後は六万二千四百二十七円に對しまして、その増加率は八・九%となっております。次第でございまして。

○小川(省)委員 厚生省の年金局が忙しいようでありまして、厚生省にお伺いをいたしたいと思ひます。公的年金、恩給受給者に対する老齢福祉年金の

併給制限を撤廃をしていただきたいということな
んですが、現在併給制限をしています。その理由
はどういうことで併給制限を実施をしているの
が、老齢福祉年金は国民年金制度の発足の際にす
でに高齢のため加入できなかった者に対する無拠
出年金のほずであります。公的年金受給者は多年
保険料を負担してきた結果の年金であります。
これを無拠出年金を併給制限をするというのは不
公平であると考えるわけであります。他の公的年
金、恩給といつても、その類はきわめて少額な方
が多いわけであります。ぜひ併給制限を撤廃する
ようにお願いをいたしたいと存じてこの質問を
するわけですが、検討をしていただけるで
しょうか。

○山本説明員　ただいまも先生からお話ございましたように、福祉年金が設けられました趣旨といひますのは、国民皆年金ということで昭和三十六年から始めたわけでございますけれども、保険料を納める機会がないままに年金に結びつかない方が大ぜいおられたということにかんがみまして、年齢層を限りまして、現在で言いますと六十七歳でございましたか、を超える年齢層の方を対象にいたしました、他の公的年金が受けられないという条件で設けられたというのが事の趣旨でございますので、これを併給するということは大変むづかしいというふうに考えております。

しかしながら、これも御指摘ございましたように、その他の公的年金の中にはかなり額の低いものもございますので、そういう非常に低い額の年金をお受けの方の場合には、ある限度額を設けまして、その額に届くまでは部分的に併給をするということをいたしているわけでございます。その限度額は今年度から三十七万円に引き上げるということにいたしてきたわけでございまして、これもこれまで年を追ってその額を引き上げる、あるいはその水準の決め方を少し緩和するというような措置はいたしてきたわけでございますが、大変むずかしい問題でございしますので、御要望の趣旨は十分当局としても承っておりますが、むずかしい

という点で、今後ともひとつ検討させていただきたい項目でございます。

○小川(省)委員 努力をしているのはわかりま
す。現在三十七万だそうでありますが、やはりそ
の額が少し低過ぎるのではないかとというふうに思
つておるわけですが、ぜひひとつこの点につい
ては検討をしていただきたいと思います。
年金局は参議院の国民健康保険の審議があるそ
うでありますから結構です。

そこで自治省に伺うわけでありますが、御承知のように、現在労働組合には非在籍の専従役員がかなりいるわけであります。これらの人たちに對して共済組合の組合員期間を継続をして扱うようになかんなりの強い要望が出ているわけであります。ふえていると言つても人数は限られているわけでありますから、継続するように取り扱いができないのかどうか伺いたいと思います。

○塩田政府委員 御指摘の非在籍専従役員を組合員とすることはどうかということですが、たとえ昭和四十九年に創設されましたような任意継続組合員制度でありまつか、あるいは現在検討しております退職者医療制度のような、退職後の地方公務員の生活の安定、福祉の向上といったような特定の目的のためにすべての組合員を対象とするというような制度であれば考えられるわけでございますけれども、いまお話しするような特定

もののみを対象としました地方公務員以外の者を組合員とするということは、御指摘のように人数は大した人数ではないと思いますけれども、制度の基本という点からいましてやはり社会保険制度全般の適用関係を乱すということにもつながりますので、私もこれは適当ではないというふうに考えておるところでございます。

○小川(省)委員　制度そのものを乱すようなことにはならぬと思うのですね。そう多くない数でありますから、これは検討課題として検討をしてみたいだけでしょうか。

○塩田政府委員　いろいろそういった御要望があることもよく承知しておりまして、かねてから問

題点にはしておるわけでございますけれども、先
 ほどお答えいたしましたような結論でいまのところ
 適當ではないというふうに考えておりますが、
 問題点としては承知いたしております。
 ○小川(省)委員 問題点として承知していたら、
 ひとつ検討をしてみていただきたいと思うのであ
 ります。

次に、退職年金の老齢加算の問題であります。今回、改正をされるようであります。しかし、この対象期間なんでありますけれども、旧年金条例の適用期間に限られておりますためにかなりこの加算の恩恵漏れがある職員がおるわけであります。廃疾年金や遺族年金ではこの制限は撤廃されておつて全職員期間を通じて恩恵を受けておるわけであります。これと同様に、旧年金条例期間の適用を受けなかった職員期間も老齢加算の対象にしていくべきではないかというふうに考えます。が、いかがですか。

○塩田政府委員　ただいま御指摘ございましたように、七十歳以上の高齢者等に支給する年金の額に係る老齢加算につきましては、四十九年度の改正におきまして恩給制度の改正に準じた措置をとったわけでございます。その際、いわゆる退職年金に係る老齢加算と、一方、廃疾年金、遺族年金に係る老齢加算につきまして異なった取り扱いをしたことも御指摘のとおりでございます。

このように退職年金の場合と廃疾年金、遺族年金の場合とで対象期間の算定につきまして取り扱いを異にいたしました理由は、当時その加算制度を取り入れましたときに、廃疾年金あるいは遺族年金の受給者につきましては、その年金受給者の生活実態といったようなことを考慮いたしました。緊急に給付の改善を図る必要があるというふうに考えたために、廃疾年金、遺族年金の方を有利にするという形で配慮をしたということでございます。そのこと自体は、私ども恩給制度の取り扱いとの均衡から見しても一応妥当な措置であったというふうに考えておるわけです。さらにこの対象期間の範囲を広げるかどうかということに

つきましては、他の共済制度との関係も当然ごさいますので、いまのところ実現はむずかしいのではないかというふうに見ておりますけれども、さらに今後とも各省と協議はしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○小川(一)委員 廃疾年金と遺族年金にとられた措置は大変よくわかるわけであります。各省と協議の今後措置をしていきたいというふうに言うわけですが、やはり長い間職員として勤めて、たまたま旧年金条例の適用期間になかったというだけで老齢加算がつかないというのは、七十歳以上のお年寄りにとってはひがみというか、そんなばかなはずはないというのが当然の要求だというふうに思うわけであります。そういう点で、各省と協議をされるのもわかりますけれども、ぜひひとつこの項は、年寄りたちの要求としても、当然のことながら廃疾年金、遺族年金と同じように適用を受けられるように検討をしてほしいと思います。が、いかがですか。

○塩田政府委員　ただいま申しましたように、この問題、各省との協議は続けてまいるつもりでございます。そういう意味では検討を続けていきたいと思っておりますが、現状において困難であるという事情も先ほど申し上げたとおりでございます。して、引き続き検討させていただきたいと思っております。

○小川(省)委員　ぜひひとつ、国会答弁の検討で
はなくて、本当に検討してください。
それから、これはむしろ恩給局かもしれない
が、旧年金制度の適用者を初め退職年金の古いも
のほど少額である年金額の是正はできないかとい
う問題であります。退職年次によるいわゆる年金
の格差の問題であります。これは旧来の年金、恩
給が適切を欠いたことに起因をすると思います
が、古い給料を今日の現実に合わせて再評価を行
うなどしてぜひは正措置を講じてほしいと思いま
すがいかがですか。

○手塚説明員　この問題、たしか去年も先生から
御質問を受けてまして、去年は、実は恩給内部の年

次別格差といったものに着目いたしまして、古い方で三号俸あるいは二号俸、一号俸という是正を行ったわけでございます。ことはこの問題、手をつけておりません。去年もお話ししましたように、なかなかむずかしい問題であり、いろいろな研究を重ねて去年やったわけです。ただ、去年もお答えいたしましたように、これで完全に解消しているかと言え、解消しているというふうには胸を張ってはお答えできませんというふうになしに答弁申し上げたかと思ひます。さらにいろいろ研究を重ねていかなければいけないというふうな考へてゐるわけですが、ただ、私先ほども申し上げましたように、恩給でその年次別格差を言うならば、いまわれわれの頭の中にいっばいなのはむしろ制度間格差であつて、共済に足を踏み入れた方と恩給だけでやめられた方、これに大分大きな差がついてゐる、これをどういふふうにとらまえて解決方法を得られるかどうか、これが実は私どもの一番の関心事でございます。

それから、仮定俸給だけの問題ではございません。先ほども申し上げておりましたが、私ども年数評価と申しております最短期限を超える一年ごとの評価が、恩給では百五十分の一に對して共済では百分の一・五といふきわめてギャップがあるわけですが、この差が年金額に大きく響いてくるということに着目いたしまして、ここ数年、今回も取り上げておりますし、いま御質問もちょっと出ておりました老齢者の加給、七十歳以上の方は三分の二ずつアップして、百五十分の一ですが、これを十三年までつけたといったような措置を今回も行つております。これによつて年数評価の点は十分共済に近づいてきたというふうな考へております。仮定俸給の問題、いろいろございまして、こういった点も含めてさらに研究してまいりたいと考えております。

○小川(省)委員 いま御答弁にありましたように、格差があることはお認めのわけですから、ぜひひとつ検討をしていただきたい、このように思つております。

次に、大蔵の主税局に伺いたいわけでありまして、公的年金や恩給はぜひひとつ課税の対象から外していただきたいということなのであります。言ひまでもなく、退職後の生活の維持であり、長年にわたる掛金の納付による給付でありますから、現行七十八万ですが、非課税対象は七十八万だと思ひますが、いま厚生年金も十萬円年金と言われている時代でありますから、ぜひ年額百二十万までぐらいは非課税にしてほしいと思ひますが、いかがですか。

○梅澤説明員 年金に對する課税問題でございますが、御案内のとおり、わが国の現行の税制のもとにおきましては、年金のうち、いわゆる遺族年金の系統、それから障害年金あるいは廃疾年金と言われる系統、それからもう一つは国民年金法に言ひます福祉年金、この系統につきましては課税の対象となつておられます。

この制度の趣旨でございますが、それぞれいま申しました年金につきましては、年金を受けられる方の稼働能力と申しますか、税負担能力という観点から、いわば福祉的な見地から課税の対象にしていない、こういうことでございます。

そこで、この系統の年金以外のもの、代表的なものといつたしまして退職年金とか老齢年金と言われる系統のものでございまして、これにつきましても、年金という所得の性格上、税法上は給与所得として課税の対象になつてゐるわけでございます。すけれども、これらの年金につきましても現在老年者年金特別控除という制度がございまして、先ほど委員が御指摘になりました七十八万というものが、この所得控除の額でございます。したがうして、そういう老人の受けられる年金について一体どういふ具体的な課税になつてゐるかと思ひますと、いま申しました特別控除のほかに、冒頭に申し上げましたように、給与所得としての給与に申し上げましたように、給与所得としての給与所得控除がございまして、それからその他各種の人的控除が働いてまいります。それから老年者控除という制度も別個に働いてまいります。したがうして、課税最低限、つまり課税される最低限

の金額というものがどうなるかと申し上げますと、老人御夫婦の場合、現行の制度で年間二百九十萬円までは税金がかからないわけでございます。これを現役の労働者と比較いたしますと、同じく現役の労働者で夫婦二人の世帯の場合は百三十萬円以上について税金がかかるわけでございます。

年金の課税をどういふふうにかへるかというのは、わが国の将来の年金制度を見ました場合に非常に大きな問題であるかと思ひます。現に、非常に年金制度が成熟化しておりますヨーロッパでは、年金の種類のいかんを問わずそこに所得の発生ありとして課税の対象にしてゐるわけでございますけれども、わが国の場合は、先ほど申しましたような系統の年金については非課税にいたしております。すし、いわゆる老齢年金につきましても、老齢者の方については特別の控除が働いておるといふことで、現役の労働者の課税最低限の大体倍の水準まで税金がかからないという現状でございます。私どもはかなりの水準に現行の制度はあるのではないかと考へておりますので、御了解を賜りたいと思ひます。

○小川(省)委員 私も、その辺のところの知識がないわけでありましてお教えをいただきたいのですが、そうすると、いまおっしゃる通りに、老夫婦は二百九十萬円まで課税にならない。すると、七十八万というのは、たとえば老夫婦のうち夫の方が退職年金受給者である場合、妻は何らの年金も持っていない場合の課税最低限は幾らになりますか。

○梅澤説明員 先ほど御説明申し上げました二百九十萬円の内訳をざつと申し上げますと、基礎控除、これはお年寄りも若い者も所得控除の対象になるわけでございますが、これが二十九萬でございます。それから奥様の控除、これも同じく二十九萬、これも老人も若い者も変わりないわけでございます。それから給与所得控除、これは最終的にはそれぞれの年収額によつて控除の比率が決まつておるわけでございますけれども、そのほかに

先ほど申しました老年者の年金特別控除、これも所得控除でございます。七十八萬円、それから老年者控除というものが別にございまして、これが二十三萬円、先ほどの二百九十萬円というモデルで申し上げますと、給与所得控除が差し引き五十六萬円控除されますので、年収額二百九十萬以下の場合、つまり年金だけの収入が二百九十萬以下の場合には税金はかかりません、こういうことでございます。

○小川(省)委員 すると、七十八万というのは何ですか。二百九十萬までは税金がかからないということであれば、七十八万という数字は何になるわけですか。

○梅澤説明員 非常に端的に御説明申し上げますと、二百九十萬から七十八万と老年者控除の二十三萬を引いていただきます。この二つを合わせると約百万になりますけれども、その分だけが老年者の方に対する特別の控除である。そのほかの部分分は、年寄りも若い者もこういう家族構成の場合は当然のこととして控除が働く、そういう仕掛けになつてゐるというふうな御理解願つたらいかうかと思ひます。

○小川(省)委員 わかりました。これと関連をするような問題であります。これはどこへ伺つたらいいかわからぬけれども、自治省なんですか、被扶養者の所得の問題であります。

被扶養者の認定基準における収入の限度額は、昭和四十九年四月で年額七十萬円に引き上げられて、そのまま据え置かれてゐるものと思ひます。不況とインフレが続く現在、実質的な価値は下落をしておりますし、最近の受給者の中には限度額七十萬を上回る者がかなり出てきてゐるわけでありまして、限度額を超えれば国民健康保険へ移動が行われるわけでありまして、問題はかなり発生をして生活を脅かされてゐるケースが大変多くなつております。被扶養者認定の収入限度額を少なくとも百二十萬ぐらひには上げる必要があると思ひます。

ます。お答えをいただきたいと思ひます。

○塩田政府委員 被扶養者として認定されるためには、主として組合員の収入により生計を維持しているということが必要になっております。その生計維持要件の中の所得の限度額が現在、いまお話しのごいまだたように、所得税法に規定する控除対象配偶者に係る取り扱いをしんじやくいたしまして七十万円というふうに決まっております。これは御指摘のとおりであります。この七十万円という限度額を上げるべきではないかというお尋ねでございますが、現在のところ、私どもは共済制度における相互救済の対象範囲としては一応妥当なものであるか、また他の社会保険制度との均衡という点から考えましても、地方公務員共済だけでこれをどうこうするというわけにもまいりませんので、いまのところそれを引き上げるということを考えてはおらないわけでございます。

○小川(省)委員 いや、最近いろんなケースが發生をしていくわけでありまして、年寄りが年金証書を持ったまま入院をしてしまった、それで、七十万円を超えているために国民健康保険の方に移されてしまった、そこで多額の医療費の請求が来たというふうなケースがあるわけでありまして、現状七十万円という収入の基準は、私はどうしても低いというふうな思ひに思ひますが、一応妥当なものであるというふうな思ひに思ひますが、そんなことはないんじゃないかというふうな思ひますが、いかがですか。

○桑名説明員 ただいま先生から御指摘のありました生計維持要件になっております七十万円という所得の根拠でございますが、この七十万円という根拠は、先ほど部長から説明申し上げましたとおり、所得税法の二条の規定によりまして控除対象配偶者になります所得金額が二十万円でございます。同様にして所得税法の二十八条によりまして所得控除されますのが、収入から五十万円を控除することに規定をされておまして、その五十万円と

二十万円を勘案いたしましたして七十万円というふうな決めているわけでございます。所得税法等の取り扱いは参酌して決めているわけでございます。共済制度独自で解決できる問題ではないのはなかるうかという感じがいたすわけでございます。

○小川(省)委員 私は、共済制度独自で解決できる問題とは思ひていないわけでありまして、やはり七十万円という額が確かに低過ぎるという考え方を自治省にも持つてもらわないとなかなか実現できないわけでありまして、七十万円という額が妥当であると思ひておるわけですか。

○塩田政府委員 いまの時点では他の社会保険と均衡がとれておまして、先ほど申し上げましたように、地方共済だけでどうという問題ではございません。ただ、お話しのように、四十九年以後の数字でございますから、こういふものも逐次改善されていくべきものであらうというふうには考えますので、そういった努力はいたしますけれども、地方共済だけでできる問題ではないということとはひとつ御了解いただきたいと思ひます。

○小川(省)委員 私は、地方共済だけでできる問題じゃないというところは百も承知してはいるわけですが、他の制度と均衡がとれていることは決まっております。その点についてそういう声を上げていただいて、四十九年四月に決めた七十万円という数字をやはり上げるようにしていかないと、社会問題として一つ取り上げられるようなケースになるのではないかと。お年寄りが後生大事に年金証書を抱えたまま入院をしているというケースはたくさんあるわけですから、そういうことがありますので、ぜひひとつ自治省からでも声を上げていただきたい、こういうことをお願いいたしておきたいと思ひます。

非常に勤職員の職員期間を持つ職員の問題でありまして、更新組合員のこれらの問題は大方片づいたものと考えますが、特定事務従事者に準ずる砂利や砂を食つていたような非現業の職員の問題やあるいは婦人相談員の問題、新法施行以降に雇用されている、新法施行以降に組合員になった者の取り扱いがまだにはつきりしてないと思ひます。自治省はけりがついたというふうにお思ひでしようが、東京都を初めとして六都の關係にはかなりの職員がいるようでありまして、年とつてくる、年金はつかない、やめるにやめられないというふうなこれらの職員に対して、特別な恩情をもつて処していくことが必要だというふうな思ひわけでありまして、前向きに対処をして、検討をしていただけることをお約束していただきたいと思います。

○塩田政府委員 お話しの特任事務従事者の問題の解決によりましてこういふ問題がすべて終わったというふうな思ひに思ひてはいるわけではございませんで、いろいろ似たようなケースで問題のあることは承知いたしております。

しかし、そのところがなかなか實際には、どこまで取り入れるかということがむづかしいわけでございます。申し上げるまでもないことですが、けれども、いわゆる継続的な雇用関係ということが基本になっておまして、臨時職員の場合には、やはり少なくとも最初は短期間の在職をたてましておけるわけでございます。その意に反して掛金の徴収をなされるというふうなこともないか、なかなかなむづかしい問題でございます。

○桑名説明員 臨時職員になったときにすべて組合員として扱うというところは、私もきわめて困難であらうというふうな思ひに思ひておるわけでございます。一方、特定事務従事者の問題によつてすべてが解決したと思ひておるわけでもございませんので、そこら辺は具体的なケースについて検討していくことは検討していかなければならぬというふう

に考えておりますが、いま申し上げたような基本的な原則も一方ございまして、なかなかむづかしいというところでございまして。

○小川(省)委員 新法の施行時に一つの時期を置いているわけですね。私は、新法施行以降に組合員になったという者を救済していかないと、こういうケースが後を絶たないのではないかと、このように思ひておられます。現状、組合員であれば、新法施行以前のいわゆる非常勤や何かの期間であっても、これは救済をしていくのに別にむづかしいことはない、組合員であるということの基本にしまして、そして検討を直す必要があるのではないと思ひますが、いかがですか。

○桑名説明員 特定事務従事者の資格期間算入の規定が設けられたのが五十年でございますが、その当時の考え方として、終戦直後の地方公共団体の特殊な雇用条件によりまして、たとえば地方財政的にPTAで給食婦を雇用しておつたというふうな特殊な雇用条件の者を救済する措置でこの制度がとられたわけでございます。その後地方公共団体の財政も健全化をしてまいりまして、そういう雇用条件の地方公共団体は数少なくなつたものと理解しておるわけでございます。その当時考えましたのは、終戦後のそういう雇用条件を背景といたしまして、いわゆる更新組合員、施行日前にそういう状態にあった人で新法施行の三十七年十二月一日以降にまたがった更新組合員についての規定を導入したわけでございますが、いま先生が御指摘のように、三十七年十二月一日以後にそういう状態になった職員については、地方公共団体の現在の雇用条件からして数が多くないと思ひます。また、あつたにいたしまして、特定事務従事者の制度自体が十五年以上なければいけないわけでございますので、三十七年創設後まだ十五年たつたばかりでございますので、そういう方たちが、もしこの制度を適用すると思ひましたら、その資格要件が発生するのはまだ大分先でございますので、今後の検討課題とさせていただきますと思ひておるわけでございます。

○小川(省)委員 いま桑名課長が言ったように、確かに更新組合員ではない方々の問題でありますから、そういう点で、これらの人たちが現在組合員であつてもできないということではまずいので、ぜひ検討していただきたいと思ひます。

そこで、この際十五年特例年金を実施してこれらの人々を救済していく方途はとれないのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

○塩田政府委員 先生よく御存じのように、現行の公的年金制度は、特殊な場合は別でございますけれども、すべて二十年 国民年金は二十五年でございますが、二十年以上ということになっております。そういう形で制度的に統一されております。したがって、地方公務員共済制度におきまして受給資格の期間を特例を設けるということとは、これはやはり他の年金制度との均衡という問題もありましようし、また組合員の掛金にもはね返ってくるという問題もございますので、私ども現段階においてたとえ十五年年金というふうなことを考えることは困難であらうというふうに考えております。

○小川(省)委員 十五年特例年金を考えない。考えないなら考えないで結構であります。いま申し上げたような特定事務従事者に準ずる者の救済措置をぜひ検討してもらいたい、こう思ひますが、いかがですか。

○塩田政府委員 御指摘の問題は、私ども基本的には通算年金制度で解決されるべき問題ではないかというふうにも考えられるわけでございます。したがって、自治省といたしましては他の公的年金制度あるいは通算年金制度といったような動向には十分注意しながら、いま御指摘の問題に対処していきたいというふうに考えております。

○小川(省)委員 ぜひひとつ検討をしてもらいたいと思ひます。

次は、恩給局になるのだらうと思ひますが、現在四半期ごとの支給をやっているわけでありすが、これを毎月支給に改めてほしいという要望

があるわけでありす。人員の面や人手間の面で毎月支給というのは無理かと思ひますが、せめて隔月というか一月置きぐらいの支給にしてくことはできないのかどうか。額が余り少ないのでだめなのかどうか、隔月支給ぐらいにはできないのか、お伺いをいたしたいと思います。

○手塚説明員 これは恩給だけの問題ではございません。私どもの方、確かに現在三カ月ごと年四回の支給をしているわけでございます。これを可能ならば毎月という御要望、確かにわからぬではないのですが、ただ御存じのように、私どもの方実は裁定庁ということで、支給庁は郵政省が行っているわけでございます。私どもの方で勝手にどうこうというのはできないわけなんです。ただ郵政の方、実は私どもの方だけではなくていろいろ年金がございまして、これを扱っている。それを調整しまして、支給月も変えたりして行っているというのが実は現状でございます。したがって、現在の四回を六回、すなわち五割ふやすということになりますと、端的に荒っぽく言えれば、業務量が五割ふえるということで、郵政省としてもなかなかむずかしい問題ではないかというふうに考えているわけでございます。

○小川(省)委員 かなりむずかしい問題であらうと思ひますが、ぜひひとつそういう声があることもよく承知をして対処をさせていただきたいと思ひます。

また、恩給、年金に寒冷地加算をつけてほしいという声があるわけでありす。現職のときは寒冷地給が加算されているわけでありすが、この要求というのは自然の声なんではないかというふうに思ひますが、いかがですか。

○手塚説明員 これは恩給の性格論にもなりかねないものでございす。恩給も生活保障ではないかという御質問も受けますが、これは残念ながら私どもの方は生活保障と必ずしも理解してないわけでございます。短い方には短いなりに遇するといふことをやっているわけでございまして、それで食べていけるとかいったようなことは残念ながら

恩給の性格上ちよつと考えられない。地域手当的なものをそういつた恩給に取り込むことは可能かと言いますと、これはなかなかむずかしいのではないかと。現職の場合には、やはりそこに勤務する必要がある、いわば義務的に勤務するというところに着目をして、その地域の特性に応じた地域手当的なものを出しているのだと思ひますが、退職者になりますと、現実にその寒い地域で生活をしておられる方はいろいろ費用がかかるというのはいけません。国から見るとそこに勤務しなければいけないといったものとはちよつと事情が異なつてまいりますので、そういった方々に特別な措置をするということになりますと、恩給の性格上なかなかむずかしいのではないかとこのように考えております。

○小川(省)委員 この論議はかみ合いそうもありません。やめておきます。

続いて、短期給付について若干お尋ねをいたしてまいりたいと思つております。

最近政府は、医療及び年金制度の基本的見通しと言ひながら全面的な再編成を行おうとしているわけでありすが、結果としては受益者負担の増大を強いてくるのではないかとこのように思つております。深刻な長期不況のわが国経済の中で、ひとり医療費のみが上昇を続け、とりわけ本年二月からの再引き上げで、昭和五十三年度の短期経理は組合員給与の伸び悩みと相まってその財政状況はきわめて深刻なものとなつております。このような事態は、いわばわが国における医療行政施策並びに経済政策の破綻に起因するものではないかというふうに考えます。

そこで大蔵省にお尋ねをいたしますが、政府管掌健康保険と同様に、共済組合の短期給付に対しても国庫負担の措置を導入していくことが必要ではないかというふうに考えますが、いかがですか。

○山崎説明員 国庫負担のあり方につきましては、先ほど長期の年金の関係で申し上げましたように、いろいろの議論があるところでございす

が、いろんな保険料だけでは社会的に要求される最低限の生活保障ができないとか、あるいは被保険者の範囲が低所得者に及ぶとか、それからその事項が被保険者や事業主だけに負担させるのは必ずしも適当でないような場合に、しかも社会保険全般における緊急度に応じまして決められるということを先ほど申し上げましたが、共済組合の短期給付の場合におきまして、国民健康保険あるいは政管健保と比較いたしまして、給付あるいは保険料からいたしまして必ずしも国庫負担を導入しなくても現在でバランスしている、かように考えております。

○小川(省)委員 私はバランスしているとは思われないのでそういう質問をしたのですが、まあいいでしょう。

掛金率の上昇に伴つて掛金額が上昇をしてきておりますので、労使の折半というのを改めて、この比率を六対四なり七対三なりに変更していくつもりはないのか、重ねて伺ひます。

○桑名説明員 短期給付に要する費用の負担のあり方の問題でございますが、一部の方々からその負担を折半でなくて、たとえば七対三で負担をしてほしいという御要望のあることは承知をいたしているところでございす。しかしながら、社会保険全般を通ずる基本的な問題といたしまして、社会保険の負担は労使折半で負担するのが原則であるように伺つておりますし、また、かつて社会保障制度審議会の答申等でも、保険の負担は労使折半であるのが適当であるという旨の御答申も出されてゐること等から考えまして、その負担割合につきましてはやはり労使が折半で負担するのが基本的な考え方ではなからうかという感じをいたしているわけでございす。

○小川(省)委員 財政の現状あるいは組合員の負担能力の限界等の見地から、短期掛金率に千分の四十五の上限を設定をして、これを超える部分については、地方公共団体の負担として国が財政措置を行うこととしたらどうかと考えますが、いかがですか。

七

○塩田政府委員 すでに御案内と思いますが、千分の百を超える場合に五十一年度からいま御指摘のありましたような措置をとっております。これは地方公務員関係独自の措置としてとっておりますが、いま御指摘の千分の九十でどうかというお尋ねでございますが、ただいまのところ私どもは千分の百という従前の線ではばくはまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○小川(省)委員 私、いま大蔵省に聞いたのだけれども、いま申し上げたことに関連をして、地方公共団体の場合も法定給付の所要財源率が一比率以上の組合については地方公共団体の補助金による補てん措置を講じておりますが、国家公務員共済組合の場合はどうでしょうか。

○山崎説明員 国家公務員の共済組合の場合におきましては、御指摘のように、私どもの短期給付の悪化に伴いまして法定給付だけの掛金で千分の五十を超える組合がございます。林野庁の共済組合でございますが、その共済組合につきましては掛金を千分の五十にとどめまして、その不足予定額につきまして最大限の経営努力を申しまして、か、そういったものを収支改善を図ることを前提にいたしまして臨時に補助金を出している次第でございます。しかしながら、この措置につきましては、実は林野庁の共済組合自身が他の共済に比べて財政的に非常に脆弱なものになっていくわけですから、たとえば被扶養率を見ましても、国共済全体の平均が一・六三人でございますが、林野庁は二・二六というように、あるいは組合員の年齢構成が非常に高いとかあるいは平均俸給が低いとか、こういった特殊な事情がございます。そういったことに着目いたしまして、実は臨時に補助金を出しているわけでございます。ただ、これは法定化されているという意味のものではございません。

○小川(省)委員 いま臨時的な措置をしていらっしゃるということですが、同様の措置を講じているわけですね。そうすると、健保組合との均衡からこの措置をルール化するというのか、臨時的な措置ではなくて法定化をすべきであるというふうに思いますが、いかがですか。

○山崎説明員 組合員の掛金についての上限の設定ということも法定化するという御質問でございますが、私どもは共済組合といたしましては、これは各省庁に分かれて二十五組合ぐらいあるわけでございますけれども、現在千分の三十二から千分の五十というように、掛金に各省庁の共済組合で格差があるわけでございます。実はこの格差をそのままにしておきまして上限の設定、法制化ということには非常に問題がある、事業主が同じ国であるというところに着目いたしますと、やはり共済組合間の財政調整の問題が一つ起こってくるかと思ひます。さらには、共済組合が現在のように各省庁に分かれていのかどうかという問題も検討されなければならぬと思ひます。さらに、こういったものがたとえいろいろ検討の結果仮に出たとしても、さらにその上限をどこに決めるか。現在のように、健保と共済では掛金の基礎になる俸給と申しますか、基礎になる給与のとり方に差があるわけでございます。私どもは本俸をとり、健保は標準報酬をとり、さらにはボーナスまで含めて保険料を取っているということもございまして、なかなかその上限の率そのものも相当の検討の期間を要すると思ひます。いろいろと厚生省等も検討している最中でございますので、それらを十分に引きあわせながら検討してまいりたいと考えております。

○小川(省)委員 法定化をするというのは困難だということばかりでしたが、それならば、いま林野庁共済組合にとっている制度というのはルール化をしたものだと考えてよろしいか。

○山崎説明員 先ほども申し上げましたように、林野庁の共済組合につきましては、他の共済組合にない財政的な脆弱なものがあるわけでございます。そういったものに着目いたしまして臨時に私どもも考えて補助金を導入したわけでございます。実はこれをルール化するというふうな考え

はなく、むしろ医療保険全般の問題といたしまして医療費全体の問題をいま政府全体といたしまして検討している段階にあるわけでございます。○小川(省)委員 ルール化もしていないということなんです、それならば、じゃ仮に農林省の共済組合に同じようなケースが出たらどうなりますか。

○山崎説明員 私ども共済組合を預かる者といったしまして、できるだけ医療費が増えないように企業努力を促してまいりたいと考えております。不幸にしてそういう事態が起こった場合には、その時点でもう一度さらに検討をさせていただきます。い、こういうふうなことを考えております。

○小川(省)委員 しかし、林野庁の共済組合に合ったわけですから、国の共済組合幾つあるかわかりませんが、他のところでも同じようなケースが発生した場合に、林野庁に準ずる措置をとらざるを得ないわけではございませんか。

○山崎説明員 確かに先生おっしゃる通りに、一つの例といたしまして林野庁を千分の五十ということで措置したわけでございます。その時点になってやはり林野庁と同じような特殊な事情があるとか、あるいは企業努力といいますが経営努力といふものを前提として、いろいろな視野から検討した上で今後十分に検討してまいりたい、かように考えております。

○塩田政府委員 五十三年度の財源率の設定に当たりまして、次のような要点で指導をいたしたわけでございます。

まず第一点は、法定給付に係る財源率、法定給付分だけですが、千分の百を超えるということが見込まれる場合には、千分の百に調整することができるといふことにいたしました。この場合、もちろん前提といたしまして、いろいろ給付費の増加の抑制のための努力をしていただく、あるいはまた家族の療養費の付加金の控除額を三千元にするというふうな条件はつけておきますけれども、基本的に、まず千分の百を超える場合には千分の百に調整するというのが第一点。

それから、千分の百に達しない、以下の場合であります。収支の均衡を得るに必要な財源率を設定するわけでございますが、個々の団体によりまして、千分の百は超えないけれども財源率そのものの引き上げ幅が非常に大きいという場合もあり得るわけでございます。そういう場合には、負担の軽減を図るために不足金補てん積立金の取り扱いについて特例を認めますというふうなことで、あるいは医療費の増大対策のための内部努力をしていただくわけでございますが、その点につきましては原則は過去三年の医療費の増大の傾向で予算を組むということにしておりますけれども、内部努力の成績が上がつていくという場合には、その実績を考慮した医療費の見込みをしてもよろしいといったようなことを指導いたしたわけでございます。

その結果を申し上げますと、地方職員共済組合の方はまだ最終的な決定をしておりませんが、現段階では前年どおりの形になっております。市町村の共済組合につきまして申し上げますと、平均で五十二年が千分の八十八でありましたものが八十九・六になっておるわけでございます。その内容を個々に分けてみますと、財源率を下げた組合が五組合ございます。それから、財源率を変えなし、前年と同じとしたものが二十八組合ございまして、残りの組合は財源率を上げたとい

いうわけでございます。その上げた組合の上げ方の平均は五・六四ということになっております。

○小川(省)委員 指導のよろしきをお願いしておきたいと思ひます。

そこで、短期給付の単年度収支の原則は理解できないわけではありませぬけれども、最近のような経済情勢の見通しが困難な時代においては、この原則をそのまま適用することはむしろ妥当性を欠くものではないかというふうに思われますので、複数年次の処理を認めていくべきではないかと思ひますが、いかがですか。

○塩田政府委員 先生よく御存じのように、短期の場合、給付事由が発生した都度給付を行うという性質のものでございまして、短期間に均衡を図るということがこれはもう当然の前提でございまして、もしそうしなければ、組合員の世代間の負担の不公平という問題も起りますので、原則的に複数年次で考えるべきものでなくて、単年度で収支の相等を図るということ、この原則を私ども変えるわけにはいかないというふうに存じております。しかしながら、御指摘のように、単年度におきます収支の見込みが最近のような情勢でございまして、非常に困難になるという事情がございまして、昭和五十三年度の財源率の設定に当たりますと、過去におきます給付の実績を詳細に分析いたしまして、実質的に単年度における収支の均衡を図るというような形で努力をしたわけでございます。

このようにしましても、昭和五十二年度に多額の繰り越し赤字を生じておる、そうしてそれを五十三年度に単年度で解消することが困難であるといったような組合もございまして、そういう組合につきましても、健全な再建計画が出されるという前提におきまして、複数年次で赤字を解消するような措置も考えられるということで、そういう措置もとったわけでございます。

繰り返して申し上げます、原則を変えるわけにはいきませんが、実情に応じた対応策は個々の組合によりまして指導していきたいというふうに

考えておるわけでございます。

○小川(省)委員 ぜひ実情に応じた対応策を重点にしながらとっていただきたいと思います。

問題は変わるのですが、療養の給付として出産給付を新設してほしいという声がありますが、新設をしていくことはかなりむずかしいですか。

○塩田政府委員 そういう声をよく聞くわけですが、もう御承知のように、この医療給付というものがそもそもやはり病気または負傷というものを保障事故としておる給付でございまして、いわゆる正常な出産でございまして、それを医療給付として認めるわけにはいかないというのが現在の共通する原則でございまして、この原則を変更するということは私どもは適当でないというふうに考えております。

○小川(省)委員 出産費及び配偶者出産費を現在の実情に合わせて二十万円にしたいという声があります。現在、大体組合員の収入の一月分になっているのだと思ひますが、もう少し引き上げるわけにはまいりませんか。

○桑名説明員 出産費なり配偶者出産費につきましては、健康保険制度の改正に準じて昭和五十一年度から最低保障額を大幅に引き上げられまして、現在十万円にしているところでございまして、したがって、本人であれば一月分、配偶者の出産であれば本人の半月分の給付の額が出るのを、最低保障額といたしまして十万円保障いたしているわけでございまして、これらの法定給付のほかに、各共済組合の財政状況によりまして付加給付を実施している組合も数多くございまして、これらの法定給付それから付加給付を合わせまして、実質的には実勢に見合った給付がなされている仕組みになっているものと考えているわけでございまして。

なお、現在公的の医療機関における出産費の費用等とも考え合わせながら、また他の社会保険制度との均衡も考慮して、御指摘の点は十分検討をしてみたいと思っております。

○小川(省)委員 現在市町村の職員にあっては、約三十三万七千人が健康保険の適用職員で、八十五万人が共済組合の適用職員だと言われておるわけでありまして、自治省はこのままで手をつけたいつもりなんです、それとも何らかの指導方針をお持ちですか。

○塩田政府委員 御指摘のように、市町村の職員でありながら共済の短期の方と健保の方がおられるということはそのとおりでございまして、これは非常に沿革がある問題でございまして、いま私ども直ちにこれをどうこうということは考えておりません。

○小川(省)委員 いま掛金の負担割合を見てみますと、全部の健康保険ですね、千六百組合の平均では四十三対五十七、都市健保では四十七組合の平均で三十一対六十九になっているわけでありまして、いずれも組合員の負担が少額であるわけでありまして、御承知のように、共済は五十対五十の折半ですが、職員負担の不均衡をどうするつもりですか。

○塩田政府委員 まさに御指摘のような問題があるわけでございまして。どうするかというお尋ねでございましてけれども、基本的に私もファイファイ・ファイファイであるべきだというたてまえで、共済の場合は当然それを守っているわけでございまして、健保におきましても、先ほどのお尋ねの際に福利課長からお答えを申し上げましたように、社会保険制度審議会の答申等を見まして、原則は折半であるべきだというのがたてまえでございまして、厚生省もそのような指導をしておられるわけでございまして、したがって、非常にむずかしい問題でございまして、私どもはむしろ折半の方向に厚生省の方の御指導をお願いしたいというふうに考えておるわけでございまして。

○小川(省)委員 健保組合の上限は御承知のように四十ですね。共済についても当然負担割合を変えすべきだし、上限を設けるべきだ、こういうふうに思ひますが、いかがですか。

○桑名説明員 御指摘のように、健康保険組合における被保険者の掛金上限が千分の四十と法定されているわけでございまして、これは標準報酬を基礎といたしまして、その千分の四十でとめているわけでございまして、共済組合の組合員の負担は、組合員の給料の本俸を基礎といたしまして、それに財源率の掛金割合を掛けただけの掛金として徴収されているわけでございまして、したがって、標準報酬制度に含まれている諸手当とそれから本俸との開きを換算いたしますと、健康保険組合における千分の四十に相当するものとして、共済ベースに直しますと千分の五十に相当するものと考えられるわけでございまして。したがって、先ほど来申し上げておりますような法定給付だけで千分の百というような基準を設けたのもそこに根拠を置いているわけでございまして。

○小川(省)委員 健康保険制度の抜本改正について厚生省にお尋ねをいたしたいと思ひます。

健康保険制度の抜本改正の検討で、付加給付の廃止を打ち出しているようでありまして、互助制度が代替をするとしても、それが法律上の制度でない以上、実質的に組合員の給付の低下を招くのではないかと思ひますが、いかがですか。

○小島説明員 お答え申し上げます。

現在健康保険制度の抜本改正につきまして、社会保険審議会、社会保障制度審議会に御諮問申し上げておりますが、その一環といたしまして、いまお尋ねの付加給付の廃止という考え方を打ち出してしております。これは、皆保険下におきまして給付の平等を図るべきであるという基本的な理念に基づくものでございまして、また実態といたしましても、今回の改正によりまして、主たる給付でございまして医療に関する給付につきましては、従来の何割給付というような考え方を改めまして、世帯単位に家計の破綻を来さないような負担の限度にとどめようという考えから、現在の案では、一応月単位の負担の限度額、どんなに金のかかる病気につきましても二万円、それから年単位では一世帯当たり十二万円、月平均では一万円と

すことを予定しております。財政運用通達の中にもその趣旨をうたいましてその重要性は強調していききたい、具体の基準については今後の課題として引き続き検討させていただきたい、こういうふう
に考えております。

○小川(省)委員 いずれにしても、互助会や共済組合に任せっ放しという状態はよくないわけですね。しかし、現状はそうなっておりますね。任せっ放しでいいと思っておりますか。

○塩田政府委員 決していいと思っているわけでもございせんし、また任せっ放しになっておるわけでもなくて、各団体それぞれの御努力はしていただいておると思うのですけれども、実情は先ほど申し上げましたようにばらばらであり、非常にばらつきがあるということで、この辺は何とかいたしたいというふうに考えておるわけござい

ます。

○小川(省)委員 地方議会議員の年金について若干お伺いをいたしたいと思います。

いま都道府県議会議員の報酬の大体の平均はどのぐらいですか。

○塩田政府委員 約四十六万円でございます。

○小川(省)委員 今回掛金及び給付額の算定の基

礎となる給料の最高限度額が三十六万から三十八万に引き上げとなりました。これは地方議会議員の年金にも適用されるというか、定款の変更でやられていくんだというふうに思いますが、私はこの際、都道府県知事等三役及び地方議会議員の最

高限度額をさらに引き上げるべきが妥当だと思っ
ているわけであります。特に議員年金は共済組合
法の中に置かれてはおりますが、すべてが定款で
定めるといふ別なものではないかというふうにも
思っておりますが、いかがですか。

○塩田政府委員 いまのお尋ねは、知事あるいはその他の特別職にあわせて三十八万円の限度額を引き上げて実勢に合わせたかどうかという御趣旨かと思いますが、今回の三十六万円が三十八万円に上ったということは、すべての共済におきまして共通の限度額でございます。それを地方団体

の議会議員あるいは知事その他の特別職だけ引き上げるというところは私ども適當ではないというふうに考へておるところでございます。

○小川(省)委員 地方議会の議員の年金というのは、この共済組合法の中に決まっていますけれども、定款によつてやられていくわけでしょう。で、一般職と通算になるわけではないですね。そういう意味では、私はやっぱり互助年金から出発をした別個のものだというふうに考へています。そので、少なくとも平均が四十六万ならばそれに合わせるぐらいの努力をしていくべきではないかと思ひますが、定款変更の際に三十八万を上回ることはできないのですか。

○塩田政府委員 おっしゃいますように、定款で自主的に決めていくことになっておるわけでございますが、この制度、互助年金としてスタートをしながらも、御承知のように、四十七年以降は公的資金も入れておるわけでございます。そういう限りにおきましては、やはり広い意味の社会保険制度の一環という、公的年金の一種ということに広い意味では当然なるわけでございます。そういう性質を持ちます以上は、やはり下限の方は引き上げる、上の方は一定の上限を設けて抑えていくということ、これはやむを得ないことではないかというふうに考へられますので、定款で自主的に決めるというたてまえにはなっておりませんけれども、私も、三十八万円というような統一した線をやつていっていただきたいというふうに考へておるわけでございます。

○小川(省)委員 三十八万を引き上げられるような努力をぜひお願いしたいと思つています。全国の地方議会議員からかなり強い要求があるというふうに思つておりますが、ぜひ御検討をいただきたいと思ひます。

最後に、質疑をお聞きになつておられた大臣に若干の点について所見のほどを伺いたいと思ひわけでございます。

その一つは、老齢加算の不均衡の問題であります。旧年金条例の適用期間以外の職員期間を認め

ていく問題であります。廃疾年金や遺族年金と同様にやるように検討していただけないものでしょうか。七十歳以上の高齢者の切なる願ひでありますけれども、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 老齢年金の支給につきましては期間の計算につきましては、先ほど来御質疑がございまして、また部長が答弁をいたしましたように、廃疾年金と遺族年金につきましては特例処置と申しますか、その処置がなされておるのでありますけれども、私はこれは生活実態を踏まえての特別の処置がなされておる、かように理解をいたすのでございます。がしかし、その他の面にも範囲を広げてほしい、かような希望の強いことも承知をいたしておるのでございますから、先ほど部長が関係省庁とよく相談をしてみたい、かような答弁をいたしましたのでございまして、私も同様な考へ方を持つておりまして、関係省庁とよく相談をしてみたい、かように考へております。

○小川(省)委員 その二番目は、新法の施行以降に定数化をされた東京都等の非常勤、いわゆる臨時職員や非常勤の職員の問題であります。何らかの方法を講じて対処をしていただきたいというふうに思つておりますが、いかがですか。

○加藤国務大臣 臨時職員なり非常勤の職員は実態がいろいろあるかと思つてございまして、この期間を共済年金に加算いたしますかどうかは、個々のケースを見て判断してまいらなければならぬ、かように考へるのでありますけれども、実態をよく調査いたしまして対処いたしてまいりたい、かように考へます。

○小川(省)委員 最後に、被扶養者の収入限度額が七十万円の問題であります。これは自治省だけで片づく問題ではないわけでありまして、先ほど私が例を申し上げたように、国民健康保険に移行をして被扶養者でなくなつて病床に苦しむ人間がかなり増加をしてきているわけでありまして、そういう意味では、これは政府全体として検討を直さなければならぬ問題だというふうに考へておりま

すけれども、折を通じてこの声をいろいろ反映をして、ぜひ実現の方向へ向かつて努力をしていただきたいと思います。いかがですか。

○加藤国務大臣 被扶養者の対象になるかどうかの線を引きます七十万円の限度額でございましてけれども、先ほど説明を聞いておりまして、所得税法等の関連もありまして、かつまた、他の共済関係に共通いたしますこととございまして、自治省だけのことで取り運び得る問題ではございませんけれども、昭和四十九年以來七十万円で据え置かれておるのでありますから、この間に物価の変動等もございまして、七十万円が必ずしも現時点においては適當だとは考へられない点もございまして、各方面にわたりますの努力をいたしてまいりたい、かように考へます。

○小川(省)委員 ありがとうございます。終わります。

○木村委員長 本会議終了後再開することとし、休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後五時十分開議

○木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。和田一郎君。

○和田(一)委員 それでは数点にわたつて質問をさせていただきます。

最初に、厚生省の方にお伺いいたしますけれども、わが国のいわゆる高齢化のスピードは急速に高まつております。将来年金を受けるため現在積み立てを行つておりますけれども、著しい高齢化によつて積立金では年金を支払うことが不可能な状態になるときもそう遠くはないと思ひます。また、一方において、国民年金、厚生年金、共済年金等、異なった年金制度が分立していることなど

を考へたとき、わが国の年金制度の抜本的改革を行わなければならないが、この点に対する見解をまず伺つておきたい。

もう一つは、ここ数年來公務員関係共済制度について関係閣僚会議を開くことが要求されておりますけれども、この点についても伺つておきたいと思ひます。

○塩田政府委員 いまのお尋ねの後段の部分についてお答えいたします。

公務員関係の共済制度に關します関係協議会の設置についてのお尋ねでございます。去る七十二国会におきまして衆参両院の地方行政委員会附帯決議もいたしておりました。関係機関と協議をしてきたわけでございますが、近い将来に年金制度の抜本的改革を行うべきだという御承知のような各種審議会の答申等も出ておりまして、単に公務員の共済関係だけで関係協議会を設置することはかえつて問題があるのではないかとということでございまして、現在各種審議会の答申あるいは建議、そういったことを十分検討の上で、附帯決議の御趣旨に沿うように努力していきたいと思ひます。

○加藤国務大臣 ただいま御指摘がございましたように、わが国の人口構成は高齢化が進んでまいつておりまして、したがつて、各年金におきましても成熟度が逐次高まつてきておる。地方公務員共済の場合を見ましても二〇%を超えているようなものもございまして、平均いたしましたも一七・数%、かような成熟度でございまして、そこで、成熟度が高まつてまいりますればまいりますだけに財政的にも非常に問題が生じてまいりますのと、そして各年金間のアンバランスが生じてきておるのであります。

そこで、さようなことを踏まえまして年金を根本的に見直さなければならぬ、かような議論が生まれてきておりますことは御指摘がございましたとおりでございます。自治省におきましても、さようなことを踏まえまして、そしていかにあるべきかにつまましての問題意識は十分持つておりま

すけれども、しかし、具体的に幾つかの年金を統合することになりますと、それなりにいろいろの問題が生じてまいりますこともまた事実でございますが、将来的な考え方としては、やはり統合なされるべき性格のもので、そのことが財政的にも安定いたしますし、ひいては高年齢化時代に対応するゆえんだ、かように考えている次第でございます。

○和田(一)委員 厚生省の方がお見えになったかどうか私わかりませんが、これはもう少ししてもう一遍やりませう。

自治省の方にお伺いいたしますけれども、前回の再計算の際、財源率の再計算はどのようにされましたか。

○桑名説明員 ただいまお尋ねの共済組合の財源率の再計算でございますが、地方公務員の共済制度が発足いたしましたのが三十七年でございますが、その後三回再計算をいたしております。ただいま御質問のございました前回の再計算は昭和四十九年十二月にやりましたものでございます。昭和四十九年にやりました第三回の再計算の際には、長期給付の所要財源率の計算方法といたしまして原則として平準保険料率によることにいたしました。おつたわけでございますが、これは昭和四十八年度に厚生年金保険料の改正の際に行われました措置に合わせまして修正率を乗じたものを所要財源率とすることができるよういたしましたわけでございます。しかし、地方公務員の共済組合におきましては、現実にはこの平準保険料の計算をするに当たりまして不足金補てん財源率の算出の基礎となりまして資料が制度発足後日が浅かったためにまだ十分整備していません。そういう部分もございまして、したがって、そういうような共済組合につきましてはなお従前の算定方法、すなわち、数理的保険料率によつて算定することにしたしまして、それをもとにして再計算後の所要財源率にいたしましたわけでございます。

○和田(一)委員 前回の再計算のときは、必要な金額の八割しか積み立てておらず二割分は後送り

になっておりますけれども、来年度の見直しの場合はどのような措置をとる予定ですか。

○桑名説明員 ただいま御指摘の前回の再計算の際の八割に修正をしたと申しますのは、国家公務員共済組合が行いました平準保険料方式による再計算の場合でございます。地方公務員の場合には、ただいま申し上げましたような資料の整備状況等からいたしまして、数理的保険料率によつて計算をいたしたわけでございます。

ただいまお尋ねの、国家公務員が行いました八割にいたしましたのは、先ほども申し上げましたように、昭和四十八年度に行いました厚生年金保険料率を定める際の措置との均衡を考慮したこと、並びに実際の運用利回り資金の五分五厘の運用利回りとのその利回りの差をそれで見たといたうために八割にしているわけでございます。

それで、お尋ねのございました今回の再計算でございますが、四十九年から五年たちました来年の五十四年十二月に再計算期になるわけでございますが、五十四年十二月に再計算をする際の方法につきましても、前回と同様の方式を基本的にはとっていくつもりでございます。

○和田(一)委員 地方共済も今後成熟度が厚生年金並みに高まってくつと思ひますけれども、この場合の財政見通しについては自治省ではどのように考えておりますか。

○塩田政府委員 御指摘のように、地方公務員の共済組合の關係におきましても急速に成熟度が高まってくるであろうということが想定されております。

現在の年金財政について見ますと、五十一年度決算で申し上げますと、収入は一兆一千九百一十億円に達して、支出額が五千五百九十九億円というところで、差し引き六千三百九十二億円の資産増ということになっております。五十一年度末の責任準備金の積立額は合計四兆五百五十八億円という数字になるわけでございますけれども、これをもつては責任準備金の所要積立額につきましては相当に不足するという見通しでございます。

ます。現在のところ、その具体の数字はまだわかりませんが、前回の再計算した四十八年度末で見ても、積立金に對します責任準備金の不足金が四割以上に達しておりますので、相当な不足金を生ずるということが考えられるわけでございます。

したがって、この積み立て不足分の取り扱いは含めまして、共済組合の今後の財政運営についてどう考えるかということでございますが、既に裁定の年金受給者の分も含めました将来の給付費の支出等を推計いたしますとともに、組合員の負担が急激な増加を来さないような配慮をしながら、しかも長期的に収支が相償うように財政計画を立てることが必要であるというふうに考えられます。

いまも課長からお答えいたしましたように、次期再計算期が来年の十二月に参るわけでございますが、国家公務員共済組合の取り扱いなどの均衡も十分考慮しながら財政見通しについて慎重に検討していく必要があるというふうに考えております。

○和田(一)委員 それじゃ厚生省の方にお伺いしますが、先ほど自治大臣からは、やはり今後抜本的な改革をよく検討していかなければならないという御答弁がございまして、いまも自治省の方からのいろいろな御報告で、非常に今後問題であるということ。それから、これからは国民年金、厚生年金、共済年金といふいろいろ変わった年金制度がばらばらになっておりますけれども、国民年金といふ思想のもとに年金制度の抜本的改革を行つていかなければならないとわれわれは考えますけれども、厚生省はどういう考えでしょうか。

○山本説明員 先生の御指摘のとおり、年金制度の現在のあり方につきましては、いろいろな項目につきましても種々問題があるという御指摘を多方面から私どももいただいております。その中で、一昨年以來、年金基本構想懇談会という非公式な場所各界の権威の方々から御意見を伺つてまい

ておるわけでございますが、その中でも、大きく言ひまして八つの制度が分立しているということに一つの大きな問題があるという御指摘がございします。しかしながら、それと同時に、やはり八つの制度といふものはそれぞれの趣旨、目的というものがございまして、そういう沿革をもつていまままで創設され、運営されてきたものでございします。そういうような個別の制度の特殊性あるいは必要性、そういうものも一度洗い直してみれば必要があるだろう。それと同時にまた、そういう制度が分立しておりますことから出てまいりますいろいろな不都合あるいは格差、そういうものの中で不合理なものにつきましてはこれをなるべく改めるようにやつていかなければいけない、こういう御指摘をいただいているわけでございします。

大変むずかしい課題かと存じますけれども、われわれといたしまして関係の各省あるいは各機関の御意見も十分に伺いながら、私どもとしてもまた、年金制度の望ましいあり方というものを鋭意検討することが私どもの役割りであるというふうに考えております。

○和田(一)委員 それじゃ、これはまだ具体的に考えは進んでいないけれども、やらなければならぬだろうという、そういう程度の考えですか。

○山本説明員 これは大臣からも国会の場所で数次にわたつて申し上げておる内容を私から御紹介することになるのでございしますけれども、やはりまだ具体的にどの項目をどういうふうにながちりと改革するといふことが考えとして固まっております。段階ではございせんが、大臣から私どもが御指示いただいておりますのは、一年程度の間に十分諸方面から御指摘の問題点を検討いたしまして、その上で厚生省としての年金制度の望ましいあり方というものについては一つの方針を固めなさいということを大臣からは御指示いただいております。

○和田(一)委員 そうしますと、まだ固まっていないということでございますけれども、もし年金

制度の抜本的改正が行われたとしたならば、公務員関係の共済組合はどういう形になるかということ、これはどうでしょうか、という形が望ましいかということをおひとつ自治省からお答え願います。

○塩田政府委員 まだ根本の方が決まっておらない段階でございますから、大変お答えしにくい問題でございますけれども、たとえば昨年末に出されました社会保障制度審議会の基本年金構想などというようなものが一つの案として出されております。こういうことになりました場合に、公務員共済関係はもちろん大変大きな影響を受けるわけでございますが、これに対する評価というのをいま私どもが申し上げる段階でございますけれども、一つのきわめて、しかも有力な提案がなされているのじゃないかというふうに考えます。

そうしますと、よかれあしかれ、私どもはこれに対応する形を考えていかなければいけない。もちろん、いきなり実現するというようなやさしい問題ではございませんで、その間の経過的な問題は技術的にいろいろあると思っておりますけれども、その辺はいまからの検討課題でございますが、そういうことも一つの案であろうというふうには考えられるわけでございます。

○和田(一)委員 それでは地方公務員の共済年金とそれから厚生年金の掛金の実態、これをちよつと御説明願います。

○桑名説明員 地方公務員共済組合の掛金率と厚生年金保険の被保険者の負担いたします掛金率を比較いたしますと、現在厚生年金保険の保険料、これは男子の被保険者分でございますが、千分の四十五・五となっております。御案内のように、これは標準報酬ベースでございますために、公務員の本俸ベースに換算いたしますと、千分の五十五・七程度になるわけでございます。都道府県の職員が加入しております地方職員共済組合の一般組合員の掛金率が現在千分の四十七でございますので、厚生年金の保険料の方が若干上回っている結果になっております。

○和田(一)委員 ただいまの御指摘で、厚生年金の方が多少上回っている。この掛金の違いの原因は一体どういうことでしょうか。

○桑名説明員 保険料の掛金の違いと申しますか、財源率の算定に当たりまして大きなファクターとなつてまいります給付の水準の違い、それから財政方式の違い、御案内のように、厚生年金保険につきましても段階保険料方式をとっておりますが、それから公務員の共済制度につきましてもは平準保険料方式をとっているわけでございますが、そのように財政方式の違い、あるいは過去の積立金のあるなし、あるいは過去の勤務債務、地方公務員が三十七年にこの制度を発足させました際の過去の勤務の債務の処理の仕方、そういう違いによって掛金率が違つてきているものと考えられます。

○和田(一)委員 厚生省の方はお答えできますか。

○山本説明員 私、数理の専門ではございませんので、きわめて正確なお答えはむづかしいかと存じますが、私どもの関係で保険料を計算いたします方式と共済組合の関係では計算の方法が違うというの、いまの御指摘のとおりであると思ひますし、もう一つは、年金制度の保険料といふものは制度の発足してからの年限によりまして違つてくる。これは、現に私どもが段階保険料方式といふことで年を追つて引き上げるといふ形をとっておりますので、どうしても始まつてからの年限で変わつてまいるわけでございます。その意味で、共済組合は昭和三十四年その他、そういう時期から恩給から移行してお始めになったのに対して、私どもは昭和十六年から運営されておりますので、そういう意味では、やはり同じ給付の水準に見合つてはやはり高くなる傾向があるかと思ひます。

そのほかまた、被保険者の年齢構成といったようなものも影響いたしますので、その辺の事情が複雑に絡み合つてそういう差が出てきたものといふふうに考えております。

○和田(一)委員 昭和五十年度末における一人当たり平均年金額は、厚生年金の六十六万八千円に對し、地方公務員の共済年金は百二十二万二千円であり、一・六八倍の格差がありますけれども、格差があり過ぎるのではないかと思います、この原因はどうか。

○桑名説明員 ただいま御指摘のように、昭和五十年度末における一人当たりの平均年金額を比較いたしますと、共済年金は厚生年金よりも一・六八倍上回っているわけでございます。しかしながら、両制度の間におきましてこのような格差が生じましたことは、両制度の間に一人当たりの平均年金額の基礎となつております年金制度の適用期間の平均の差があるわけでございます。ただいま御指摘の地方公務員の共済年金の百二十二万二千円というのは二十九・四年の人の平均でございます。御指摘のありました厚生年金の六十六万八千円というのは二十一・八年となつておりまして、そのように両方の制度の間に七・六年の差があることがまず第一点でございます。

それから、年金額の計算の方法といたしまして、共済年金につきましてはその全額が基礎期間と給与とによつて比例計算されるのに対して、厚生年金の方は年金額の約四〇％だけが期間と給与とによつて比例計算されるのに対して、基礎期間のとり方が比較的長い場合には共済年金の方式により計算する方が多額でございます。そういうような原因がこの格差を生じたものと考えられるわけでございます。

○和田(一)委員 いまの御説明でわかりましたけれども、この格差の原因は、年金計算額の基礎となる給与のとり方、またはその年数ですか。これを是正することは考えていないのですか。厚生省はどうでしょうか。

○山本説明員 まず年数の違いというのは、共済組合は御存じのように恩給制度を引き継いだ関係で受給者の年金額の基礎になります組合員である期間というものが長期である、それに対して、厚生年金は、その前が、十六年の前は何もない、

白紙でございますから、それで短い、こういうことでございます。その点は、これから次第に退職していらつしやるこれからの老齢者の場合にはこの格差は自然と短縮するという事情にはあるわけでございますが、それにもかかわらず、現在加入期間が短いことによつて年金が低いということもまた一つの問題であるという御指摘をいただいております。これはまた、もう一つの国民年金の場合に加入期間が五年であるとか、十年そこそこという方が非常に大ぜいおられまして、ある意味では両制度共通の問題として、加入期間の短さによる年金額の低さという問題については何か考える必要があるという御指摘をいただいております。私どもとしても、これから検討してまいりたいという点でございます。

もう一点の、給与のとり方が違ふという点は、これまた御指摘のとおりでございます。最終給与でとりまします方が高いという傾向があることは当然でございますけれども、共済組合の場合には一つのまとまつた職域と申しますか、というところで、給与の体系というものが加入者の間でかなり似通つていられるわけでございますが、私どもの厚生年金では企業ごとに変遷がございます。最終給与というふうな形をとりますことはむしろ加入者相互間の不均衡につながりかねないということ、社会保障審議会あたりでは長年にわたつていろいろ御意見があるわけでございますが、現在の段階ではいまの方式がベストであるという御結論でございます。そういうことでございまして、最終給与をとるわけにはまいらないのでございしますが、その点の差があることはまた事実でございます。

○和田(一)委員 いろいろ格差がありまして、あと一つ、年金の支給開始年齢、これも厚生年金が六十歳であるのに対して、共済年金は五十五歳となつておりまして、五年の格差がございますけれども、この点についてはどのように考えていますか、自治省にお伺いいたします。

○塩田政府委員 地方公務員の支給開始年齢につ

きましては、昭和三十三年に現行の制度に移行いたしました際に、従前の制度であった恩給制度が四十五歳、旧共済制度が五十歳であったものを幾らにするかという点で検討いたしました結果、支給開始年齢の急激な変化ということも避ける必要がある、あるいはまた国家公務員共済その他との整合性ということも考える必要があるという点で、いま御指摘のように、五十五歳というふうな決まったわけでございます。それに対して、厚生年金の方が六十歳であるということも、いま御指摘があったとおりでございます。で、この差というものは、広い意味での公的年金でございますから、その公的年金制度の中でこういう差があるというところは少なくとも調整する必要があるのではないかと、この見地からいいます。重要な問題点になっていくことは事実でございます。そういういきさつで、いま公務員の場合五十五歳になっておるわけでございますけれども、その後の御承知のような平均寿命の延びとか、あるいは退職年齢の変化とか、あるいは全体的な高齢化の傾向とか、こういうことを、諸条件を考え、あるいはまた、先ほど先生からも御指摘がございました将来の年金財政そのものに対する圧迫というふうなことも考えますと、私ども、この五十五歳ということが妥当かどうかというところは十分検討を要する問題だというふうに考えられます。したがって、地方公務員だけでできる問題ではございませぬけれども、これは地方公務員共済組合審議会におきまして問題を取り上げて検討をいたしておるところでございます。

○和田(一)委員 厚生年金の受給者が民間会社に就職した場合には、その年齢、報酬額等により厚生年金の支給が一部制限されるのに対し、共済年金受給者が民間の会社に就職しても支給の制限が行われない、こういう格差があるわけですから、これは自治省と厚生省、両方からひとつお答えを願いたいと思います。

○桑名説明員 ただいま御指摘がございましたように、共済年金の受給者が民間会社に就職をいた

しました場合には、支給の制限が全く行われないわけでございまして、その点に關して不公平であるという御指摘でございます。これは年金制度の給付事由の発生の理由が違っておりまして、共済年金につきましては退職という事実によって年金の受給権が発生するのに対して、厚生年金保険の方は、被保険者の資格を喪失するという事実のほかに、一定の年齢に達することによって受給資格を生ずるいわゆる在職老齢年金という制度もあり、それぞれ年金制度の仕組みの相違によるものであると考えられるわけでございます。

しかしながら、このような両方の制度における取り扱ひの差がありますことは、社会的にも公平を欠く、こういう御指摘があることは事実でございます。まして、こういう問題につきましては、現在多くの制度に分かれております他の各年金制度とどのように調和を図っていくか、いわゆる併給の調整を図っていくかという問題、また従来の制度の仕組みをどのように考えるかといういろいろの問題もあるかと思ひますので、今後の研究課題にさせていただきます、こう思っております次第でございます。

○山本説明員 ただいま自治省から説明のございましたとおり、制度の仕掛けの上の違ひというところから起こるわけでございまして、それが結果としていたしまして、共済組合をやめた方ほとんどの方が民間に再就職なさる。それに対して、厚生年金を一度おやめになった方は、ほとんどの方がまた再び厚生年金の職場にお戻りになるという社会の実態の差がございまして、結果として不均衡の現象を招いている。そういうことではございませぬけれども、大変御指摘がございまして、やはり私どもとしても何か打開策を考えたいと思っておりますので、何か打合せをいたしました六十六・六十五の間に、現にいまかなり所得を持って就業しておられる方に全員年金を無条件で支給するということは、一方負担をする側の青壮年の立場から見ますと、保険料が大変高くなりましてとても負担し切れないという見通しでござ

いますので、そういう方向での解決は非常にむずかしいかと思うところであります。そういうことの中で、関係制度の間の合理的なあり方を各省とも相談をしながら考えていかなければいかぬ問題であると考えております。

○和田(一)委員 聞いておりますと、既得権という問題もありますし、制度の生い立ちから考えてこうだということにもなります。しかし、現実にはこのようないわゆる不公平、格差があるということ、これは自治省の方も厚生省の方も是正しなければならぬ、こうなっております。先ほどは大臣も抜本的な改正をやつていかなければならぬ、こういうふうな問題点は浮き彫りにされているわけなんです。山本企画課長さんの方も、大臣から早くやれとおっしゃられているのですから、来年とか再来年とか言わずに、何とか早くしないとならぬ官民格差がどうのこうのということがどんどん出てまいります。いづれにしても、みんな同じ労働者ですから、格差という問題は、まずいのです。そういう点で、一日も早く手をつけてもらいたい。これはやはり厚生省の方でやつていく以外にないと思ひます。大臣に言われたからどうのこうのじゃなくて、お仕事としてのお考えをちょっと述べてください。

○山本説明員 たてまえだけを申し上げますと、私どもとしては厚生年金、国民年金、船員保険の三つの制度を管掌する権限しか実は持ち合わせがないわけでございませぬけれども、二十から六十までの六十万ほどの人口がございまして、そのうちの五千人が実は私どもの預かりする制度の加入者であるということから申しますと、やはり私どもがある意味では、各省一緒に議論いたします場合に、現実的な幹事役に近い役割りを果たさざるを得ないというところは十分自覚をいたしておりますので、また、そういうような見地から各省ともよくよく御相談してまいりたいと考えております。

○和田(一)委員 どうも、聞いていますと、向この所管だから、これはここの所管だからという形で、なかなか進んでいかないのじゃないかなと思うのですが、大臣、こういうのはどうですか。

○加藤國務大臣 大まかに分けまして八つの制度があるわけでございますけれども、地方公務員共済はいわば八分の一という立場でございます。しかし、國務大臣という立場におきましては、政府の方針をいたしまして、なるべく早く統合したい、それも抜本的な体制をとりたい、かようなことではございませぬから、その立場におきましては、私も極力推進いたす、かような考えであります。

○和田(一)委員 次に、自治省にお伺いします。が、被用者個人が負担する保険料は、厚生年金が先ほど御答弁されました千分の四十五・五であるのに対し、共済年金は千分の四十七とほぼ同様となつていながらもかわらず、年金額に大きな差が生じているのは、共済年金に対しては地元公共団体が追加費用という名目で多額の法外負担を行っているからだとよく聞きます。これについて実態はどうか、またどのようにお考えになっておられるか、またこのことにお答え願ひたいと思ひます。

○桑名説明員 保険料の違ひにつきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり保険料算定の仕組みの違ひもございまして、給付水準の違ひもございまして、あるいは積立金の違ひ、過去勤務債務の取り扱ひの違ひ等があるわけでございませぬが、いま御指摘がございましたように、保険料が余り違わぬにもかかわらず、地方公務員の共済組合制度には追加費用、整理資源というかつこうで負担をしている、こういうことでございませぬ。

御案内のように、地方公務員の共済組合制度における、追加費用と申しておりますが、整理資源は、現在の共済組合制度が昭和三十三年十二月に、従前の恩給制度あるいは地方公共団体の退職料条例の制度あるいは旧共済組合の制度、こういうものを統合いたしました新しく発足したわけでございまして、その統合いたしました際に、当時在職しておりましたこれらの制度の適用を受けて

おつた公務員の既得権あるいは期待権を尊重する趣旨から、過去の期間を全部新しい共済制度の組合員期間に通算をいたすことにしたわけでございます。そういうことによつて生じた不足費用がいま申し上げております追加費用でございます。現行の共済組合制度がもし設けられないとしたら、地方公共団体は従前どおり公務員に二割の恩給納金あるいは条例納金を徴収するとともに、今後その公務員が退職した場合に永久にその年金を支給することになるわけでございまして、その追加費用の実質は、現在の地方公務員共済組合制度が設けられなければ地方公共団体が当然負担しなければならぬ年金の原資であると理解されるわけでございます。

そうして、その負担の方法につきまして、三十七年に新しい制度ができました際に、地方公共団体が一度に負担する方式をとらず、将来その地方公共団体について具体的に年金の受給権が生じた場合に、追加費用というふうに毎年必要の額を使用者である地方公共団体が負担する方式をとつたわけでございまして、御指摘のように法外の負担ではなくて、従来の制度からの経過に伴う不足費用を年次に分けて負担をしているという性格のものとして理解しているわけでございます。

○和田(一)委員 時間が余りありませんので、先へ進んでいきます。

昭和五十二年十二月十九日に社会保障制度審議会が福田総理大臣に対して「皆年金下の新年金体系について」ということで答申をしております。その中で、国庫負担による定額の基本年金と社会保障方式による社会保険年金として、年金をいわば上下二階層に区分して、そして国民皆年金制度を徹底するという趣旨の提言がありますが、このような方式については関係当局はどう考えているか。

○塩田政府委員 いまお尋ねの件、先ほどもちょっと触れたわけでございますけれども、社会保障制度審議会からいま御指摘のような抜本的な改革案が提案をされておるわけでございます。これは私どもに非常に大きな影響のある大きな問題でございます。

ざいまして、国民全部が大きく老齢化社会に移行しようとするのが目に見えておる時期でございますから、これは一つの評価すべき提案であるというふうな受けとめております。ただ、その中でわれわれの共済がどう対応していくか、これはこれからの検討事項だと思つておりますが、全般的には一つの提案として評価いたしておるわけでございます。

○山本説明員 私どもの立場といたしまして、御指摘の審議会の建議というものは大変貴重な御意見であるというふうな受けとめております。しかしながら、これを具体的に実施に移すということとを前提に考えますと、それまでの間には、なお十分細部にわたつて詰めなければならぬ問題がまだ多々論議が尽くされてない状況にあるのも事実でございますので、私どもとしては、これから年金の望ましいあり方というものを検討していきたい過程で、一つの貴重な御意見として受けとめ、また十分に参考にさせていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

○和田(一)委員 次に、同じことについての質問ですが、基本年金についてはその財源を全額国庫負担とし、それは従来のさまざまな形の国庫負担部分を移すのではなく、新たに年金税というべき特別な目的税によるものとする、それは国民全部の所得にかかる純粋な意味における付加価値税であることが好ましいと、はっきりとうたつております。これに対してどのような受けとめ方をしているらっしゃるか。

○塩田政府委員 私どももいたしましては、先ほど申し上げましたような一つの御提案としては受けとめております。評価すべきものと思つておりますが、たとえば、財源については年金税の提唱という個々の問題につきまして、いま私どもそれについていろいろ評価をできるような段階ではないというふうに申し上げざるを得ないと思ひます。すべてそういった問題はいまからの検討であらうというふうに考えます。

○山本説明員 御指摘のような改革に当たつての

一つの構想としても大変貴重な御意見でありますと同時に、私どもが現在当面しております大きな問題は幾つもございまして、その中でも、ことに将来に向かつて大変費用がかかるという意味でむづかしい問題として、一つは、先ほども御議論がございましたような期間が短いことによる低年金をどう手当てしていくか、もう一つは、婦人の年金制度上のあり方の問題をめぐりまして不十分な点があるのではないか、これはいずれも大変お金のかかる問題でございますが、そういうもの、これからの老齢化の進行あるいは制度の成熟化、こういうものを考えますと、年金財政というものは今後大変むづかしい、苦しい状況に差しかかるわけでございまして、こういう点につきましては、年金の財源というものを関係の加入者あるいはその雇い主の方の保険料でどういうふうな賄うか、また一般財源からの国の負担をどういうふうな位置づけていくか、さらにはまた特別な税金その他という特別な財源をまた別途求めるか、これが大変大きな課題とされているわけでございまして、そういう問題を検討いたします場合には、また貴重な御意見としてぜひ参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○和田(一)委員 お答えを聞いておりますと、付加価値税というのはどうやら皆さん反対のようにならうにとれますので、その辺でこれはやめておきます。

次に、大臣にこれはお伺いしますけれども、私たち公明党では、福祉トータルプランで、現行のばらばらな年金制度を改革して国民が一律に基本的な生活が保障されるいわゆる国民基本年金と、その制度の上にさらに掛金に応じた年金を上乗せするいわゆる二階建て年金制度への抜本的改革を行う、このようにしておりますけれども、現行制度をこういう形で改めるといふことは、御意見はどうでしょうか。

○加藤国務大臣 私は、公明党が持っておりますやいます案の概略につきましては承知をいたしておりますけれども、その詳細についてはまだ十分に

に勉強いたしておらないところでございますが、しかし、先ほど来答弁をいたしておりますように、なるべく早い機会に抜本的な改正を行わなければならない、このことに関しては、政府の考え方もほぼ統一をされておるのでありますから、さような改正を行つてまいります際の貴重な資料にさせていただく、かようなことになるうかと思ひます。

○和田(一)委員 五十一年の七月改定から段階方式による改定が行われてきましたけれども、それ以前は一律何%という改定が行われてきた。この一律改定方式が今日受給者に対していわれる上に厚く下に薄いという格差となつておりますけれども、この格差についてはどのように今後されますか。

○手塚説明員 先生御指摘の点、確かに五十一年から、回帰分析方式という多少むづかしい言葉を使つておりますが、公務員給与の平均だけではなく、傾向も反映することができないかという工夫をこらしまして、一律でない方式に切りかえたわけでございます。ただ、公務員年金というものは、ほかの国を見てみましても、たとえば先進国でも、フランスとかドイツは確かに給与スライド的な方法をとっているようでございます。英米系は物価を使つていくわけでございます。物価を使うとやはり一律ということになるわけでして、どちらがいいのかというのはなかなかむづかしい問題で、指標をどこに求めるかということになるかと思ひます。ただ、確かに一律でやっていると、同じ率でやるものですか、額の方で見ると、上はより高く、下は相対的に抑えられるではないかという感じもわれわれ持ったがために、回帰分析方式というものを取り入れたわけでございます。ただ、それじゃ下の方はこれをもうとさかのぼらせてやったらどうかというような点は、われわれも検討はいたしたのです。恩給はやはり下の方が低いという認識に立ちまして、いろいろ工夫をこらして、たとえば七十歳以上の方には仮定俸給で四号俸アップするといったような方法も取り入れ

て、そういったことで下の方を救うといったようなこともやっております。それから、四十一年からは最低保障制度、これは恩給にはなじまないのじゃないかという批判もあったわけですが、これを取り入れて、相当程度それにカバーされています。そのために、その辺を調べますと、実は最低保障で相当程度カバーされているのではないかと、いうふうにはわれわれは現在のところは認識しているわけでございます。

○和田(一)委員 同じく総務府にお尋ねいたしますけれども、従来から賃金改定に比べて年金の改定は一年おくれとなっておりますけれども、これを賃金と同様の改定とする考えはないかどうか、これに対しては技術的な問題があるのか、それとも精算上の制度は考えられないかどうかということでもひとつお尋ねします。

○手塚説明員 ただいまの点、実は公務員給与自体を指標とすることになりましたのは四十八年、さらに給与改善の傾向まで加えられたのは五十二年ということ、実はまだ比較的目的も浅いわけなんです。それまではむしろ物価などを使っていたわけなんです。その四十八年に公務員給与自体を指標とすることによって、中身も合わせるなら実施時期もという考えも出てまいりまして、国会筋の御援助もありまして、四十九年から一月ずつ前進してきて、ようやく当面の目標である四月といったものにこぎつけたわけでございます。ただ、これをさらに現職公務員と合わせるのがどうかということになりますと、技術的な問題ばかりでなくて、当面いろいろ改善も急がなければいけないものもありますし、予算の枠と申しますか、そういったものの配分もわれわれ考えなければいけない。それから技術的に前年度に食い込んでいくというのがいいか悪いかというような問題もござります。

それから、午前中もちょっと答弁いたしましたのが、指標自体に、ここ数年総合指標としてとらえている公務員給与の改善がむしろ物価を下回っているというふうな現象も見られるために、指標も

このままいいのかどうか、もう少し様子を見てまいりたいというふうに現在のところ考えておるわけでございます。

○和田(一)委員 続いて、今度は短期の方でちょっと質問いたしますけれども、まず厚生省にお伺いしますが、健保組合の保険料の事業主の負担割合状況を最高、最低、平均について伺いたいと思います。

○小島説明員 現在健保組合の数は千六百五十八ほどありますが、そのうち事業主負担の割合が一番高いのは、保険料全体の八〇・六％を持つていて、一番低いところは半々で持つというケースでございまして、五〇％、平均で見ますと五七・二％が事業主負担という形になっております。

○和田(一)委員 地方公務員等共済組合法附則第二十九条で、地方公共団体の職員を被保険者とする健保組合が認められております。この組合数及び使用者の負担の実態について、最高、最低、平均についてそれぞれの数値をお知らせ願いたいと思います。

○桑名説明員 地方公務員を被保険者とした健康保険組合が、現在四十七組合ござります。その事業主の負担割合の平均は、算術平均でござりますが、六九でござります。最高は八〇、最低が六〇でござります。

○和田(一)委員 一般の健保組合の場合と比べ、地方公共団体職員の健保組合の場合は使用者負担が高い、このような官民格差の実態について、厚生省と自治省の見解はどうでしょう。

○小島説明員 健康保険組合ができましたのは、昭和元年と申しますか、大正十五年からと思えますが、古い時期の組合ほど事業主の負担割合が高いという傾向がござります。最近では新しく設立する場合には折半負担ということでございまして、特に法定給付に要する料率については折半負担にするような指導を行っておりますが、市町村職員で構成しております健保組合は相当古い時期の設立のものでございまして、このような負担割合になっているのかと考えます。

さらにもう一つの理由といたしましては、平均保険料率で見ますと、健保組合の場合の平均は千分の七十六でござります。一方、地方公共団体職員で構成しております健保組合の平均保険料率は千分の八十・八と高目に出ておりますので、高くなるほど事業主の負担割合が高くなる傾向もござりますので、このような要素が相まってのことではないかと考えております。

○塩田政府委員 地方団体の職員の健保組合の負担率の問題でございますが、基本的に私どもも、厚生省の指導のように、少なくとも法定給付については折半であるべきだということは全く同感でござります。この問題の所管は厚生省でございまして、私も直接指導をしておるわけではございせんけれども、厚生省のような御指導で逐次折半の方向に御指導いただければいいのではないかと、また事実上そういうふうに御指導いただいているということもございまして、私もそれによろしいのではないかと、いうふうに思っております。

○和田(一)委員 いまの厚生省の小島課長さんの御答弁では、実態はこうだということだけでございまして、それがいい、悪いは言えないかわかりませんが、五〇・五〇だと思ふのですが、それはあなたとしては一体どうすればいいかということをおっしゃらなかったのです。ですから、健康保険制度の抜本的改正、これは先ほどの年金と違つていまやっているのではありませんか、来年出すのかと申し出すのかかわりませんけれども、そのときの改正の検討に当たっては、この格差はどうされますかということを伺いたいのです。

○小島説明員 負担の公平という観点から見ましても、負担率に差があるということは望ましくない姿だと思っております。ただ健保組合によりましては、付加給付等をやっておる組合とそうでない組合等もございまして、一律に論ずるわけにいかぬと思ひますが、少なくとも法定給付部分については折半負担であるべきだ、特に昭和三十六

年以降皆保険になりましたので、全国的な負担の公平ということも考えてまいらなければならぬと思ひまして、その後逐次指導を強化しているところでございまして、ただ一気に現在の料率を変更するということは事実上困難な面もござります。したがって、料率の引き上げの都度、法定給付については折半負担に近づけるような努力を各健保組合にお願いしているところでございまして、こういう方向でさらに努力してまいりたいと思ひます。

○和田(一)委員 民間と公務員、いわゆる官民格差ですね、この方たちは平均で六九、これは地方公共団体、それから健保の場合は五七・二となつておりますけれども、何もこの地方公共団体のそれを下げて、そしてそれぞれ公務員にうんと負担させるということを言っているわけではなくて、民間の方もこれに近づける必要があるのではないかと、そういうふうにして是正していかなければ、さらにまたこの官民格差が広がっていくのじゃないかと思ひますが、そういうことを含めて検討に当たつては五〇・五〇にしなければならぬというように指導しておりますとおっしゃっているけれども、現実にはそうならないのだから、民間の一般の方々ももう少し守つていく必要があるのじゃないかというのを言っているわけなんです。その点についての御答弁をお願いいたします。

○小島説明員 これは社会保険制度の負担割合全般に影響する問題でございまして、特に政府管掌健康保険では法律上折半負担ということが法定されております。したがって、政管健保との均衡上、健保組合等につきましても、少なくとも政管見合いの、法定給付に要する料率については折半負担という方向があるべき姿ではなからうか、これは年金等々、社会保険全体の問題でございまして……

○和田(一)委員 自治省にお伺いしますが、保険料の負担割合について、いま明らかにしたような大きな格差がござります。これは単に格差があ

るといふだけではなくて、同一県内の都市職員共済組合と市町村職員共済組合が合併しようとするとき、この格差が問題になって合併が進まないという例が少なくないけれども、自治省としてはこのような場合はどう考えるか。

○塩田政府委員 先ほどのお話のように格差があるわけでございまして、同一県内におきましても御指摘のように格差があります。したがって、もしこれが合併をするというふうな問題の場合に一つのネックになるということは当然考えられます。私も基本的にファイブ・ファイブ・ファイブというところでございまして、いわゆる共済組合の場合はすべてそれによって行われてございまして、健保の場合、そうでないものがあるという場合に、合併したからといって特例を認めてファイブ・ファイブ・ファイブでなくともいいというふうにはなかなかない。やはり共済に入る以上はファイブ・ファイブ・ファイブであるべきだということになるわけでございまして。

また一方、合併ということも結構なことで、ひとつ進めていかなければならぬという問題もございまして、もし合併に当たつていまの負担割合の格差だけがネックであるという場合には、何か合併ができるような個別な対応をする必要があるのではないかと、端的に申し上げますと、経過的な措置を入れるとかいうようなことでそのネックを排除していくことを考えていかねばいかぬのじゃないかというふうに思っております。

○和田(一)委員 どういうふうに考えていくのですか。

○塩田政府委員 まだ具体的にどこどこが合併するといふ話が来ておりませんので、具体的な御説明はちょっとしにくいのですけれども、やはりケース・バイ・ケースで考えなければいかぬと思うのです。要するに、いままでファイブ・ファイブ・ファイブでなかったところがあつたところと合併しまして、こちら側が一挙にファイブ・ファイブ・ファイブにしようということもなかなかむずかしい

だろうというところも踏まえまして、いわゆる段階的なことも考えるというふうなことでございまして、いまのところ具体的な案があるわけではございませんが、そういうことを含めて考える必要があるだろうというところでございまして。

○和田(二)委員 最後に、福祉関係で質問いたしますが、共済年金の積立金は組合員の福祉充実のためどのように現在活用しているか。そして積立金の運用益のうち、法定の運用率五・五%を上回る分については組合員の福祉の充実のため使用すべきであると思いますが、どのように行っているか、また今後の見通し等すべてお答え願います。

○桑名説明員 共済組合の資金の運用につきましては、事業の目的なりあるいは資金の性質に応じまして安全かつ効率的な方法によつて、かつ組合員の福祉の増進または地方公共団体の行政目的の実現に資するよう運用するように法律で定めるところでございまして。その趣旨に従ひまして、年金原資の積立金の運用に当たりまして、地方行政の目的のために地方債の取得あるいは公営企業金融公庫債の取得等一般の有価証券の取得に充てておりますのが構成割合から申しまして四四・七%でございまして。そのほか職員の福祉のための不動産の取得のために使つてゐる資金が八・二%、それから組合員の住宅貸し付け等組合員の貸し付けのための資金の運用が四七%、こうなつてゐるわけでございまして。

長期給付の積立金につきましては、いま申し上げましたような見地から、できるだけ福祉事業に貸し出しをいたしまして、組合員のための住宅建築資金の貸し付けあるいは保養所の建築資金等として極力活用することになつてゐるわけでございまして。

この長期給付積立金の運用益のうち法定の五・五%を上回る分を福祉事業に用うるべきであるという御指摘がたゞいまございましたが、現在の積立額は、年金額の改定等によりまして責任準備金としては大幅な不足を生じてゐるわけでございまして、法定利回りの五・五%を上回る運用益で

それを充当しているのが実情でございまして、それでもなお巨額の不足金を生じてゐる現状でございまして。したがって、法定運用率の五・五%を上回る運用益をすべて福祉事業に繰り入れて使用するといふことはできないと思ひますが、組合員の福祉の充実を図りますために、今後とも長期の資金の効率的な活用を図るよう指導してまいりたい、こう思つてゐる次第でございまして。

○和田(一)委員 時間が参りましたので、終わります。

○木村委員長 中井治君。

○中井委員 共済あるいは年金等の問題につきまして非常にむずかしい問題がございまして。私も一応目を通したのでありますが、なかなかわかりにくいので、ごく基本的なことを簡単に尋ねをして質問を終えたいと思ひます。

最初に、地方公務員等の共済組合の現行制度が昭和三十七年から行われて、いろいろ改正がやられてきたわけでありまして、その間考えてみましたら、先ほどからお話が出ました、たとえば老齢化の問題、昭和三十七年度当時では考へていなかったほど、あるいはもつと昔には考へられなかったほど、定年退職後長く御健在でおられる。あるいは公務員自身がそうふえていかない。あるいはここ数年の財政状況にかんがみて、これからそう給与が上がっていくことも期待ができません。そうしますと、いまの掛金の率あるいはいまの公的負担の率というふうな形そのままでいけば、大体財政的に何年ぐらゐと運用ができるのか。聞くところによりまして、国鉄等はいま五年の間に十万人ぐらゐの退職が出て、共済組合は大変な財政的破綻を迎えようといつてゐる言われが、地方公務員についてはどうでござい

○塩田政府委員 いま御指摘の点は、地方公務員のみならずわが国全体の高齢化といふことで非常に切実な問題で、もちろんわが組合の方も同じ問題を抱えております。何年ごろかといふことで

ざいますけれども、具体的な計算は来年の五十四年の再計算の時期にこれははっきり計算しなければいかぬと思つておりますが、六十五年に成熟度が四〇%になります。四〇%になるといふことになりまして、なかなかその辺からむずかしいのじゃないかといふふうなことも考へられますので、来年その辺を踏まえて慎重に計算してみることがあると考へます。

○中井委員 そうしますと、ざつと十年ぐらゐはいまの制度をやつても財政的にはいける、こういうことでござい

○塩田政府委員 単年度の赤を出さないといふだけのことでしたら、あるいはもつといけるかも知れません。

○中井委員 いろいろ議論の中で、大臣が先ほどから官官あるいは官民の格差の是正についてこれはやつていかなければいかぬ、こういう言葉であつたわけでありまして、いろいろ理由はあるにしろ、歴然として官民の格差がある、これを是正していく。あるいは先ほどからお話が出ました基本年金の構想等がまともなれば、そこへ一本化という方向も考へていくといふことであります。が、たとえばその基本年金の構想等も、先ほどの厚生省の方のお話ですと、一年ぐらゐで構想を練つていこうといふことだと思ふ。そうしますと、昭和三十七年当時ではそれまでの既得権を全部残したまま新しい制度に持つてきた、この次、新しい構想のもとへ集約をしていこう、一本化をしていこう、あるいは格差をなくしていこうといふときに、たとえば地方公務員の共済だけで独立して単年度だけで考へていけば、十年以上もつていけるのだ、こういうときに、ばくはなかなかむずかしい問題があるし、格差は正といひましても簡単にはいかな、このように思ふわけであり

ます。大臣、いわゆる官民の格差は正について、そういうたむずかしさを踏まえてどういう決意で取り組まれるか、あるいはどういふ方向で取り組まれようとお考へになつてゐるか、そのところを率直にお答をいただければありがたいと

思います。

○加藤國務大臣 現行制度のもとにおきまして、同じ市町村の中でも健康保険の制度をとっておりまうところと地方公務員共済制度をとっておりまうところに非常な格差がありますことは、先ほど来申し上げておりました。そこで、同じ地方公務員、市町村の職員でありながらもこういう状況で、なかなか格差の是正が困難である、かようなことをごさいますして、そこで基本的な改正を行います際に、最大の問題は基本財産をどの程度持つておられるか、そしてその制度を新たな制度に移行します場合に、既得権をどのように尊重しながら対応していくか、このことが最大の課題になってくるか、かように考えます。

ですけれども、いままでのいきさつ等を振り返ってみましても、既得権を大きくにわかに変えていきますことはなかなか困難であろうかと思うこととでございますから、さようなことを踏まえながら考えます際には、なかなかなまやさしいことではないぞ、かような感じを深ういたすのでございしますけれども、しかし老齢化社会がやってき、そして成熟度も次第に高まっています昨今の情勢でございますから、なるべく早く改革はやらなければならぬ、しかし非常にむずかしい、かような感じを強く持ちます。

○中井委員 そうしますと、これからそういった改正あるいは一本化、あるいはこの社会保障制度審議会の共済制度に関する意見（昭和五十三年二月十日）に「皆年金下の新年金体系」の提言の阻害要因とならないよう、こいう文章があるわけでありまう。これからそういった既得権は、いまその既得権のもとに年金、恩給等をいただいている人たちはそれのままだけけれども、これから新しく公務員に関して既得権とか格差をつくらうという方向はもうしない、あるいはそういうものをできるだけ縮めていくという形に理解をしてよろしうございしますか。

○塩田政府委員 基本的にはそのとおりだと思います。ただ、いまの格差の問題の中では、公務員

の勤務の特殊性というひとつあわせ考える必要があるというところは言えると思いますが、基本的な観点としてはいま御指摘のとおりのお考え方でいくべきだろうと思ひます。

○中井委員 その公務員の勤務の特殊性というのはどういふことをお考えなのですか。

○塩田政府委員 具体的などというよりも抽象的なことかもしれませんが、公務員の年金制度というのは公務員の勤務全体の中の一環として考えるというところをごさいますして、民間の場合は社会保障という観点からのみ考えていいわけではございしますけれども、公務員の場合は、そこに要するに公務員の勤務の特殊性が反映されるべきである。たとえば公務員としての勤務の期間、忠実に勤務したということによりまして年金が支給される。というところは、逆に言いますと、懲戒処分その他によつて制限をされることがあるというようなことも公務員の場合はあり得るわけではございします。そういった特殊性はあり得るということ、それは考えていく必要があるというふうに思ひておるわけではございします。

○中井委員 何も公務員の人の悪口を言うつもりはないわけでありまうが、一般の民間の方から見れば公務員の特殊性というのは、率直に言つて非常に楽な仕事をしているというふうに端的に受け取つていられるわけでありまう。何も公務員全体がそういうことであるとは私は考えておりませんが、いまのそういった民間の、特に年金あるいは恩給等の格差の問題にかんがみて、公務員の姿勢に厳しい声は私はあると思ひます。また、それは厳しく求めていくのがあたりまえだと思ひます。現状でこれ以上格差というものをし出していかないというような形でせひとも御努力をいたしたい、このように考へるわけでありまう。

あと、今度の法律案について幾つかお尋ねを申し上げます。

今回のこの改正案も、昭和五十一年以降と同じく国家公務員給与の改善傾向というものの分析に基づいて出されているわけですが、来年もこうい

った形で国家公務員給与の改善傾向ということをお考へになつていくのか、あるいは逆に言えば、先ほどからのお話が出ておりましたけれども、国家公務員の給与は今度人勧がどんなことになるかわからぬ、これからそういった状態がしばらく続くのじやないかというところを考へられるわけでありまう。そのときに、果たしてそういった形を続けていっていいのかどうか、あるいは新しいまた物価に反すとか、物価と公務員給与と高い方をとるとか、そういった方法をお考へになつていのかどうか、その点についてお尋ねいたしま

す。

○塩田政府委員 この問題は基本的には恩給にリンクするという形を私も考へておりますので、恩給の方でどういふふうに考へていかれるかというところに大いに関係があるわけではございしますけれども、いまのところ、まだ公務員のベース改定にリンクするという形が定着しておるわけではないというところは、先ほど恩給局の人からもお答へがあったようにございします。しかし、特段の事情がなければ来年も恐らくことと同じような形で行くのではなからうかという、これは私どもの推定でございしますけれども、そういう意味では、まだ安定した形として公務員の給与改定にリンクするには至っていないというふうに考へられると思ひます。

○中井委員 また、今度の改定案では昭和五十一年の給与改定を受けずに退職した人に対する特例措置というものが盛り込まれているわけでありまうが、五十一年といふものと、ちょうど石油ショックが始まつてもう二年でありまう。各地の地方公共団体で給与改定が見送られた団体もあると思ひます。そういった人たちに對する特例措置というのをお考へにはなつておらないのですか。

○塩田政府委員 五十一年に給与改定を見送つた団体が、都道府県ではございせんけれども、市町村で八団体ございします。このことについては、確かに御指摘のような問題がございしますので、検討はしたわけではございしますけれども、一つは同一

団体の中の不均衡ということ、たとえば七月ごろに改定があつた場合に、四月から七月までにやめた人は改定の恩恵がない、しかし七月以降にやめた人は改定の恩恵があるという同一団体の中での不均衡があつては、それは四月から七月までにやめた人がちよつとかわいそうではないかというところ、今回お願いしておるような特例措置をお願いしておるわけではございせん、そもそも改定をしなかつたといった団体の場合に、その年度で退職した人から改定を認めるというようないふ形をもしとりまうと、今度はその団体の次の年にやめる人との間に新たな不均衡を生ずるおそれがあります。そういうことではございしますので、いまのところ同一団体の中で年度の途中に改定があつた場合だけの特例をお願いしております、改定がそもそもなかつた場合には特例としては考へておらないという措置をとつておるわけでありまう。

○中井委員 続いて、午前中の小川議員の質疑の中にちよつとあつたわけでありまうが、いわゆる短期給付の問題で大蔵省の方の答弁の中に、共済の短期給付が現在まあバランスがとれてい、こいう答弁があつたように思ひます。こいう答弁が、現在見てみまうと、千分の百を超えている都道府県は、五十一年から見ると五十二年は少しふふえております。それから五十二年十二月一日で全国平均で八十八・二というところまで起つていられるわけではございします。現在千分の百を超えておる団体、青森、岩手、山形、秋田、徳島、高知、長崎、熊本、これだけ特交で見つておられるようでありまう。先ほど申し上げたように、これから給与はそう上がらないわけでありまうから、掛金はそうふえない。そこへ向かつて、医療制度の抜本的な改正がどのように出るかわかりませんが、五十三年度のものもまだ何か国会で御承知のようないふ状態で、医療費の支払いの負担といふものはまだまだふえてくると思ひます。こいうと、こいう千分の百を超えるところは全部特交で見つたんだというようないふ臨時のことばかりやつておつたのでは、一向にちがひが明かぬと思ひ

うのであります。これに対する抜本的な対策を何かお考えかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○塩田政府委員 この問題は大変むずかしい問題でございます。本当に抜本的対策ということになりますと、やはり医療制度そのものの方の問題にも直接に結びついてくると思います。私どもは医療制度の改革については訴えながらも、一方、いまの制度のもとにおいてわれわれ努力をしていく必要があるということであるやうなところでありますが、なかなかむずかしくて、千分の百を超すところがどうしても出てくるということで、御指摘のような特例措置をとってきたということでございますが、そういう意味では、現行の医療制度のもとにおいて抜本的に何かいい案というのは実はなかなかむずかしいわけでございます。もちろん、千分の百を超えた場合の措置というのはあくまでも臨時特例措置ということでございます。それで、決して問題の解決になるわけではなくて、ということでございます。私どもとしましては、基本的には内部努力をお願いする一方、医療制度の動向を見守っていくということになるかと思ひます。

○中井委員 医療制度の抜本的対策ができるまでは、先ほど午前中の答弁にあったように、内部でとにかくいろいろ努力してできるだけ抑えていくんだ、こういうことしかないような感じでありま

す。しかし、それをいつまでも続けるわけじゃないし、逆に私どもだって医療制度については早く抜本的対策をとらうということでは死になつてやうなわけでありまして、何かこのままではいけない、医療制度が直らない限り短期給付の財政難というのには仕方がないのだという感じが受けるわけなんです。これらに対して何か本当に考えるという方向を打ち出していただくわけにはいきませんか。

○塩田政府委員 いま先生お話しございましたように、健保の問題、医療問題、いま国会に提案するような段階に来ておるわけでございますが、私

ども、これにつきまして運営審議会において厚生省に対して意見を述べておるわけでありまして、一方でそういう努力は当然やうていかなければならぬということで努力しております。

御指摘のように、抜本的にいま具体的な案がなかなかございせんので、一方で内部努力しながら、一方で健康保険の問題、医療問題についての改正の努力をしていくということでございます。

○中井委員 それでは議員年金の関係について一、二お尋ねをいたします。

現在、地方公共団体が議員さんの年金制度にどのくらいの負担をしているのか。そういった統計がありましたら、額的にどのくらいのものなのか、簡単にお知らせをいただきたい。

○桑名説明員 地方議会議員の議員年金の負担率は現在百分の九・五でございます。したがって、標準報酬の百分の九・五毎月納付しておられるわけでございます。

五十二年度における掛金の額は、都道府県議員共済会の場合は十一億三千九百万、市議会議員共済会の場合は四十八億九千四百万、町村議会議員共済会の場合は四十五億六千五百万でございます。

○中井委員 先ほどの地方公務員の共済制度と同じく、この地方議員さんの方は財政的にはほとんど同じ仮定で公的負担等もこのままでいくとして、財政的に何年ぐらいいちそうでございますか。

○塩田政府委員 現在、議会議員共済会の場合、先ほど申し上げましたように、百分の九・五の掛金に対して公的負担が五十三年度で百分の七でございます。このまま推移するとすれば、五十五年以降ファイブティール・ファイブティールになるまでは上げていくというふうに考えておるわけでござい

ますが、それを前提にしまして、これもまた大まかな感觸で恐縮でございますけれども、都道府県の共済会が財政的には一番裕福でございます。これは十年そこらは大丈夫じゃないか、それから市

の方もややそれに近いぐらい大丈夫、町村の場合は具体的な年数をちよつと申し上げかねますけれども、それよりはるかに近い時期に赤字になっていくおそれがあるというふうに考えております。

○中井委員 私どももあちこちで町村議員等を長年やっておられた人というのを見ております。昔、私が子供のころは本当に名譽職で月給をもらわぬでいいという人がやっておったみたいないところがございまして、戦前は皆さんの方が御承知だと思

います。それが、それこそ月給なしでやうていようなだんな衆ばかりということもございました。しかし、いまや地方自治体の役割、議会の役割というものは非常に高くなりまして、地方議会であるいは町村議会までと申し上げたら大変僭越で失礼であります。非常に専門化し、それだけで食べて

いけるという形に持っていくのがあたりまえ、こういうふうには私は考えるわけであります。そういうときに、その全体的な地方議員の皆さんの年金制度がいまのような現状でいいのかどうか、あるいはまた町村議員さんから市議会議員さん、県議員さんというふうになつていく方がこれが通算されないというふうな問題等もある、そういうことも含めて、これらの制度全体を見直すというお考えはおありかどうか、お尋ねをいたしま

す。

○塩田政府委員 議会議員の共済会の見直しの問題でございますけれども、いままでは一部の手直しという形で推移してきております。

今後これをどう持つていくかということでございますけれども、全体的には、先ほど申し上げましたように、その財政的に将来の余裕がございせんので、いずれ根本的に考えなければいかぬという時代が来ると思ひます。

ただ一方、先ほどからの御議論にもございまして、公的年金全般がいま大問題を抱えておりまして、大きな構想が出されておるといふ時期でございまして、その時期に個々の——この場合、公的年金といひしても性格のやや異なる公的年

金でございますが、少なくとも公的資金を入れてある年金でございます。そういった個々のものをどの程度改正していくかというところもなかなかむずかしい問題でございます。当面の手直しとは別に根本的に直すということになりますと、これはやはり全体の公的年金の中で考える必要があるというふうに思ひますので、私どもいまの時点での問題を根本的に直すということは考えておらないというところでございます。

○中井委員 そうしますと、地方公務員の共済会については地方議員の皆さんの年金、これらも問題点はいろいろある、しかし財政的にまだまあ少しはいける、したがって、政府あるいは国全体が大きな年金構想の中で考えていくというところに向かつて大正を加えていく、それまでは手直しをやうていこう、こういうふうには理解してよろしいわけですか。

○塩田政府委員 基本的な考え方としては、そのとおりでございます。

○中井委員 最後に、一つだけ大変いやなことを伺いますが、実は先ほど部長の御答弁の中に、公務員の仕事の特殊性にかんがみ、こういうお言葉があったわけでありますが、あちこちで地方公務員のいわゆる不祥事が起るわけであります。過日の成田空港のような問題あるいは汚職の問題、こういったときに、いまの法制度そのものが

そういうことであらうかとも思ひますが、非常に人情主義的なものがあつて依頼退職をする。それによつて逮捕されたり裁判あるいは取り調べを受けるときにはすでに元職員である、それによつて共済制度の適用を受けていくあるいは退職金をもらう。公務員の勤務のモラル性あるいは国民に奉仕するという形から縛られるものが高ければ高いほどこういった安易な、妥協的な、あるいは国民の目から見たらずるくさいやり方というのはよくない。そういった既得権、特権あるいは格差

というものを残していくということであるならば、それだけよい毅然たる態度をとつてもらわなければならないと思ひます。個人個

人の方についてはそういう共済の適用を受けないとお氣の毒であります、それは公務員として仕方がない、私はこのように思うわけであります。そういったことに対して毅然たる態度で自治省は御指導をいただけたらいいと思いますが、その点について最後に確約をいただいて質問を終わりたいと思います。

○塩田政府委員 まことに御指摘のとおりでございます、一方で公務員としてのいろいろの給付を受けながら、一方でいろいろ汚職その他の不祥事が発生してあるということについてはまことに残念であり、申しわけないと思います。こういうことにつきましては、申すまでもないことでございますけれども、えりを正して毅然たる態度でいかなければいけないということを私も平素から申しているわけでございます。今後とも特段の配慮をしてそういう指導をしてまいりたいと思っております。

○中井委員 ありがとうございます。

○木村委員長 三谷秀治君。

○三谷委員 時間もありませんから、具体的問題について二、三お尋ねしたいと思っております。

一つは、地方公務員共済に加入できる資格要件はどうなっておりますか、簡単に説明してください。

○桑名説明員 基本的には、常時勤務に服することを要する地方公務員が共済組合の組合員となる資格を持つことに法律で規定されております。

○三谷委員 文部省からお越しのいたいておりませんが、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律に基づいて産休補助教員の制度を設けております。この産休補助教員の勤務制度はどうなっておりますでしょうか。

○加戸説明員 お答え申し上げます。

地方公務員法の上におきましては、一般職の地方公務員として通常の正規採用教員と同様な取り扱いがされているのがたてまえでございます。

○三谷委員 しかし、勤務条件の範囲で地公共共済法の適用の問題があるわけでありまして、これによ

りますと月二十二日以上、一年以上勤務した者が加入できるわけでありまして、概してこの産休の補助教員はこれに該当しないということになります、その点はいかがなんでしょう。それはもう一緒の扱いですか。

○桑名説明員 ただいま御指摘がございましたように、常勤の地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて二十二日以上で、その状態が十二月を超えて、その超えるに至った日以後、同様の勤務時間によって勤務することが必要とされているわけでございます。御指摘の産休補助教員につきましては、原則として女子教育職員の出産予定日の六週間前日から産後六週間を経過する日までの期間、あるいは女子教育職員が産前の休業を始める日から起算して十二週間を経過する日までの期間のいずれかの期間を任用期間として臨時的に任用されるものであることから考えまして、勤務地を移動しながら引き続き勤務し、先ほど申し上げました要件に該当する場合を除きまして、原則として要件に該当しないために地方公務員の共済組合の組合員としての資格を取得することができないのが実情でございます。

○三谷委員 産休補助教員は現在何名くらいいらっしゃいますか。

○加戸説明員 公的な調査といたしましては、毎年五月一日現在での産休職員の人数をつかんでございますが、昭和五十年度の調査でございますれば、その五月時点での人数で、小、中、高等学校につきまして約五千人でございます。したがって、任用期間が十二週間程度でございますので、年間約二万人程度が毎年任用されているというぐあいに把握している状況でございます。

○三谷委員 そうしますと、先生の率から見ますと何%くらいの産休補助教員が現在仕事についておられますか。

○加戸説明員 先ほどの五月時点でのその調査でございますれば、全教職員数の〇・六%、女子教育職員の一・六%程度が任用されているわけでござ

いまして、年間を通じますと約三・数倍になりますので、この数字を掛け合わせますと、通常、私も毎年のケースとしては、女子教員の出産率、つまり産休代替職員の任用率が五%程度というぐあいに承知いたしております。

○三谷委員 そうしますと、現在教壇に立っていない先生のかなりの方が臨時の教員である。いまの説明によりましてかなりなパーセンテージが出ておりますが、この先生方は、個別に見ますと、いまおっしゃいました法律に示されておりますが、一定の期間各学校で就職されて教育の仕事に当たっていらっしゃる。これが産後六週間たちますと、今度は産休の職員が出てこられるから仕事はなくなってくる。今度はまたほかの方に移る。ですから、一つ一つの学校で見ますと、これは確かに臨時的なきわめて短期間の職務におつきになっておりますが、これを教育全体の部分において見ました場合、あるいは一つの社会層として見ました場合、これは一定の期間断続して仕事についていらっしゃる。そういう立場にあるわけでありまして、これが共済の対象になり得ないというのはどこに根拠があるのでしょうか。いかに不公平の感じがぬぐいたいわけでありまして、この点はいかがなんでしょうか。

○塩田政府委員 結局、勤務の継続性によるわけでございますけれども、いまお話がございましたように、先ほどまた福利課長がお答えしましたように、その先生がある学校での勤務が終わりますと、次の学校に行くという場合が継続してありますから、これは要件に達することになります。それから、これは要件に該当するわけでございまして、そこが切れる場合に、継続性ということになります。そこが一つの共済組合に入るか入らないかということのめどといえますが基準を継続性ということに置いておきますので、その点で問題があるかどうかということになるかと思っております。

○三谷委員 確かに正教員の方と同じ条件ではない、ずっと継続して同じところに職務を奉ずるわけではない、これは確かにおっしゃるとおりだ。

しかし、産休教員というものが年間を通じて一定の数字で出ておりますから、その一定のパーセンテージというものはいつでも埋め合わせをする、そういう産休補助教員がいらっしゃる。それは全体として見ますと、社会的に一つの流れになっている。一つ一つの学校で見ますと、これは確かに期間が限定されておまして一年に足りないというところはあります。しかし、これは個別の学校ではなしに、全体としての教育の仕事という面から見ますと、継続してその職務に当たっていらっしゃるわけであって、そういう場合におきましては何分の配慮を払うのが当然であると私は思いますが、その点はいかがなんでしょうか。

○塩田政府委員 おっしゃいますように、一つ一つの学校で見るといことはございせん、その人を一人の先生として見た場合に継続性があるかという観点から申し上げておるわけでございまして、逆に言いますと、継続性があれば当然組合員になれるということでございます。そこに基準を置いておる、こういうことでございまして。

○三谷委員 その継続性というのは、もう休みなしに継続という意味なんですか。ところが、その条件は、本人は希望しても、いまの学校側の条件といいますか教育委員会側の条件が整っていないから、ある期間をそこで休職しなくちゃいけない、そしてまた起用されていく、そういう状況になっている。ですから、これは教育委員会などが登録をして、そしてその登録期間は当然これはそういう継続期間とみなしてこれを共済法の対象にするという措置などをとれば、その点は解決します。そういう措置などをとりまして、当然これは事態に応じた対応をやるべきだと私は思いますが、その点はいかがなものでしょう。

○塩田政府委員 いまお話しのように、登録制のような形をとりまして、具体的には断続があつても対象に考えるのはどうかというお話でございませうけれども、確かにそれは一つの考え方としては考えられるわけではございませうけれども、私どもとしては、個々の個人で見た場合に断続性がある、切れるという場合に、この学校の先生の問題のみならず他にもやはりいろいろの問題がございしますので、少なくともいまの時点では断続性というものを要件の基準にしておる、そこから見てやはり難点があるということではございまして、いま直ちに踏み切れるというわけにはまいらないというふう存じます。

○三谷委員 他の条件とはどういう条件ですか。他の条件で、たとえば女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律などがあつて、そしてこういう教職員のような特殊な人間教育の場所において責任を持って仕事をやられるというふうなものがあるわけですか。

○塩田政府委員 ちよつと言葉が間違つたかも知れませんが、他の条件と申し上げたのはございませんで、他の要件に臨時的職員でございませんで、そういう形での臨時的職員、いま御指摘の産休補助の先生に限らず、すべての臨時的職員について先ほどから申し上げましたような基準をとつてやっておる、そのことの不均衡の問題が起るであらうということをお願いしたわけではございませう。

○三谷委員 他の臨時的職員ということをおっしゃいますが、従来からそういうことをおっしゃつておつたようでありまして、教育がいかに重要な仕事であるかということは憲法や教育基本法を引用するまでもありません。この条項を一つ一つ挙げませんけれども、「教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない」ということがうたわれておるのであります。そして女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律というふうな特例的な法律までできています。そしてそれを確保している。確保し

なければ教育ができないという条件があるわけですね。その先生が、本人の意思ではありませんで、わずかの期間出産された先生の補助職員として勤務される、永久に勤務したいけれどもできないから、一定の期間たてば一人は退職する。また今度新しく生じてくる。次々と出産される職員が出るわけでありまして、これは特に人口過密地区におきましてはかなりのペースで出てくるわけでありまして、教員数の中の女子教員率が、五十一一年五月、いまおっしゃいました時限におきまして、全国平均で五五%であります。埼玉、千葉、東京、神奈川など高いところは六七%にもなつています。したがって、教員の平均年齢も低いものから、出産の可能性が高い。次々と需要が起きてくる。しかし、それは一つの学校としては、必ず一定の期間、あれは産後六週間ですか、たてばそれでもう仕事は終わつてしまふ。そして一人はそれで失業するわけですね。そしてまた新しく今度は必要な学校が生じてくる、そういう状態に置かれておるわけでありまして、一般に言う臨時の職員とは条件が違つておる。ですから、いわば断絶期間がありまして、しかし、継続して補助職員としてずっと勤務されておる、そういう方々が少なくない数に達している。ここに私が持っている資料を見ますと、そういう産休の補助期間が十年を超える先生がかなりな数に達しておるのではありません。五年とか六年とか七年とかといふのはもうざらであつて、十年を超える方が少なくない数存在しておるわけでありまして、十年間も学校教育に携わつて、そして、これは本人側の条件ではありませんで、教育委員会側の条件によりまして、一定期間勤務すればまた断絶をする、こうなつておる。その状態に対して何らかの対策を考へるべきではないかということ、それが考へても当然考へつくことなんでしょうね。大臣、お聞きになりましてどうお考えでしょうか。しかも、これが正教員に採用されまして、その臨時の期間

勤続年数が満たない。十年も十五年も産休の職員としてやつてこられました。年がいきますから、その段階で正教員になりました。二十年の勤続がでないという条件になつておる。これは一つの悲劇じやありませんか。これはこのまま放置していいものだろうか。これは社会正義の観点から見まして問題であると思ひますが、大臣いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 教育のきわめて重要でありますことは、三谷議員が御指摘のとおりでございまして、断続的ではございませうけれども、産休の補助職員として勤務しております方がこれまた重要な立場でありますことも議論のないところでございします。だからといひまして、直ちに組合員になり得るかという問題でございませうけれども、組合員となりましては継続して勤務しておる、このことが条件でありますことも先ほど来申し上げておるとおりでございませうから、したがつて、いかにその仕事が必要でありましようとも、その勤務形態が継続し得ておらない者につきましては、やはり組合員となりましてはとてはきつて困難だ、かように判断せざるを得ないものでございませうけれども、しかし、先ほど説明がございましたように、継続して勤務していらつしやる産休補助職員もいらつしやるのでありますから、この方は当然組合員としてそのフューバーを受ける、かようなことにならうかと思ひます。

○三谷委員 いまの御説明は少し合点がいきますせんが、継続して勤務しておる産休補助職員というのはどういう存在なんでしょうか。それからもう一つ、いま大臣は継続が基本である、こうおっしゃつておるんですね。私はそうじやないと思つておる。私は、これの一番の基本は、子供を教育するという重要な職務について長年それに貢献をされてきた、そこが基本であつて、継続しているかしていないかというのは基本ではない。継続しているかというのは便宜的に法文の上に書いただけのことであつて、継続に等しい内容、類似した内容というものが存在しておれば、それは問題になるものではないと思ひます。ですから、継続しておることが基本じやない。教員として長年子供の教育に携わつて功勞があつた、貢献された、これが基本である。そしてその基本に基づいて、一定の勤続年数というものがこで条件として出ておりますが、この一定の勤続年数というものは、いま説明しましたような場合は、これは本人の意思にかかわらず一定の期間たてばその学校では仕事が終わつてしまふわけでありまして、その段階で一応はその仕事の就任期間は切れるわけでありまして、切れますからこれは継続したことにならぬわけですね。いかにして解決するかということをやはり研究していただく必要がある。こういう継続して一年という法文があるからといひまして、それをいかにして、そんな者は対象にならぬ、基本が違ふという考え方は間違つておる。基本は、この方たちが教員としての仕事をおやりになつて教員としての責任を果たされて、そして子供の教育に貢献されておるかどうか、これが基本なんです。それで後はその継続をどう見るかという問題だ。一年間もずっと欠落なしに勤めるか、あるいはいまのように、教育委員会側の条件によつて短期間の補助教員が要るわけでありまして、それがなくては困るわけでありまして、そういう教育委員会側の条件に沿つて短期間ずつの勤務をされておる。しかもそれが十年もあるいは八年も続けておやりになつておる。そういう状態を見ましたときに、この八年なり十年なりという産休補助期間というものは断続しておりますが、その断続した分を寄せ集め集めた分ぐらひは正教員になったときには勤続期間として見ていく、それぐらひのことはあたりまえのことじやないですか。そこに何の欠陥があるわけですか。それを是正してもらいたいというところを私は要求している。研究の余地があるでしょう。どうですか。

ば、それは問題になるものではないと思ひます。ですから、継続しておることが基本じやない。教員として長年子供の教育に携わつて功勞があつた、貢献された、これが基本である。そしてその基本に基づいて、一定の勤続年数というものがこで条件として出ておりますが、この一定の勤続年数というものは、いま説明しましたような場合は、これは本人の意思にかかわらず一定の期間たてばその学校では仕事が終わつてしまふわけでありまして、その段階で一応はその仕事の就任期間は切れるわけでありまして、切れますからこれは継続したことにならぬわけですね。いかにして解決するかということをやはり研究していただく必要がある。こういう継続して一年という法文があるからといひまして、それをいかにして、そんな者は対象にならぬ、基本が違ふという考え方は間違つておる。基本は、この方たちが教員としての仕事をおやりになつて教員としての責任を果たされて、そして子供の教育に貢献されておるかどうか、これが基本なんです。それで後はその継続をどう見るかという問題だ。一年間もずっと欠落なしに勤めるか、あるいはいまのように、教育委員会側の条件によつて短期間の補助教員が要るわけでありまして、それがなくては困るわけでありまして、そういう教育委員会側の条件に沿つて短期間ずつの勤務をされておる。しかもそれが十年もあるいは八年も続けておやりになつておる。そういう状態を見ましたときに、この八年なり十年なりという産休補助期間というものは断続しておりますが、その断続した分を寄せ集め集めた分ぐらひは正教員になったときには勤続期間として見ていく、それぐらひのことはあたりまえのことじやないですか。そこに何の欠陥があるわけですか。それを是正してもらいたいというところを私は要求している。研究の余地があるでしょう。どうですか。

○加藤國務大臣 組合員となりましますにはそれなり
の要件がありますことは、先ほど来申し上げてお
りでございます。私は、補助職員といえどもき
わめて重要な仕事をなさっていらっしゃることに
議論を持つわけではないのでございます。それ
も、共済組合制度は職務の内容とは関連なしの他
の条件があるわけでありまして、それに該当し
たさい方は残念ながら現行制度のもとにおきま
しては組合員となることは困難だ、かように解
釈せざるを得ないのであります。

○三谷委員 現行制度といひますのは、継続して
一年以上勤務するという法文があるのを現行制
度とおっしゃっているんです。それならそこを
変えたらどうなんですか。要するに、それが適用
できるような処置を行政上行っていか、あるい
は法文の改正を行っていくか、何らかの処置によ
ってこれは十分に共済の適用ができる内容のも
であつて、これをすればこの共済法の趣旨に反す
るという性質のものではないかと私は考えてお
ります。

そこで、これについてはさらにお答えいただ
きたいわけですが、幾つか例を挙げてみまし
ようか。私のところにはいふんたぐさんの事例が
来ておりますが、上床加奈さんという先生がい
らっしゃいます。これは戦前に九年五月にわたり
まして正規の職員として採用されましたが、戦
後、産休補助教員制度が実施されるまでの間、家
庭に入つていらつした。この先生が昭和四十
二年に正規に採用されました。それまでの間、三
十二年から四十二年まで十一年間、いわゆる産休
補助教員として働かれました。十一年目に正規に
採用されたわけでありまして、その十一年間に臨時
採用されました回数が二十六回に及んでおりま
す。延べ就労期間が六年と五カ月であります。あ
とはいわゆる失業状態。これは四年と四カ月。全
体の年月から見ますと就労していた方が長い。と
ころが、十一年間に二十六回の採用と解雇を繰り
返したわけでありまして、この間六年以上にわた
つてりつぱに教員として教育の仕事をやつてこ

れた。ところが、これを現行法では臨時の教員だ
から共済法の対象にはなり得ない、こうおっしゃ
っている。

この方のような下積み犠牲なしには産休臨時
補助教員というものは存在しないわけですね。要
するに、そういう犠牲の一つの焦点になつておるわ
けであります。中には産休補助教員として十八
年も勤めていらつした方もいます。このよう
な方が仮に正規の職員に採用されたとしても、
これはその期間は全く対象になり得ないわけ
です。ですから、これは救済的な処置を考えなく
ちやいけません。これほど矛盾に満ちた制度であ
るとしますならば、どこかでこれはその救済処置を
考えていくということが私は必要だと思ひます。
文部省も、教育に携わる側としてこれを放置して
いいとお考えなんですか。その点はどうか。

○塩田政府委員 いまお示しのようなケース、現
行制度上該当しないことは先生も御指摘のとおり
でございます。先ほど、現行制度はそうなつてい
るのであつて、それを改正すべきでないかとい
うお話がございました。それが、それが私も一
番の問題でございまして、共済組合の要件と共済
組合の組合員の要件という点からいいますと、こ
の継続性という点を少なくともいま一番基準に
しているわけでございます。今後ともそれを緩
めるといふことは、今度はまた違つた面でのい
ろんな問題が、つまり似たような臨時職員の場合
にどう扱うかという問題が当然出てきますので、
そこは私もよく慎重に考えなければいけない
といふふうに考えて、先ほどから申し上げてい
るわけでございます。

○加戸説明員 御承知のように、産休代替職員の
制度といひますものは、産前産後の十二週間に
任用の期間として、その期間に限り任用される性
格でございます。ために、現実の実態としての各
県におきまします取り扱いも、一種のそういった
要員というふうな形で登録制あるいは現実に現場
で探しになりまして、その都度お願いをする、

そういう形態をとつています。しかしながら、いま
申し上げました登録制度の場合でございますと、
毎年同様な方が登録されて臨時に任用され
る、そういう実態があるために、現在先生の御指
摘のような形の先生もおいでになつておることだ
と思ひわけでございます。その辺の問題につきま
しては、私も、現場におきまします教育の実を確
保するために必要な要員でございますし、そう
いふ運用の適正というものは期待したいわけ
でございますが、一つの難点と申しますのは、やはり正
規採用いたします前提としては、各県で行いま
す。教員採用試験の合格者のみを採用して、こ
ういふ実態でございまして、その辺の關係が、将来
とも正規採用職員になることを前提として産休
代替要員を希望される方もいらつしたと思ひま
す。そういった期間が長くなるという点につ
いての配慮の仕方、これは任用制度の根本の問題で
ございまして、そういった取り扱いの問題につ
いては今後とも研究をしてみたいと考えてお
ります。

○三谷委員 自治省の答弁ですが、これは私は納
得しません。他の職員に影響を及ぼすとおし
やっています。その点についてはさきに触れま
した。こういう特例法までできておつて、そして
これは断絶して仕事についておる。ちよこつと臨
時でもつてそれでやめてしまふものじゃない。や
めてまた就職し、やめてまた就職し、やめてまた
就職し、つまり継続して就職する意思もある、あ
るいは教育の仕事に将来とも携わつていきたい
という意思がある。しかし教育委員会側の条件で
これはできない。できないけれども、これがなけれ
ば困りますから、こういう補助教育職員という制
度でできている。これを確保するための法律まで
できています。これを他の方の、どこかのこと
をやってるのか私にはわかりませんが、これによ
りまして他に波及をするというふうなことに
してこの問題を等閑視されるとは思ひます。条
件が大変な間違いであると私は思ひます。

件が違つておる。そして、その点からこの適用
をどうしようとするならば、産休補助教員確保
法の三条を改正すればよろしい。それからもう一
つは、共済法の資格条件を緩めればよろしい。ど
ちらでも構わない。どちらをやつてもこの問題は
解決するわけです。

ですから、こういう実態を知らんになつてそこ
に矛盾があるとお考えになれば、いずれかの方法
でこれは処置ができる。文部省と自治省が話し合
いをして処置をとればできる要素のものだ。そう
して、それをやつて不合理があるものではないと
いうのが私の考え方でありまして、自治省として
これは研究する意思はないですか。

○塩田政府委員 産休職員の任務の重要性とい
うような点からの御議論とは私どもは違ひまして、
同時に、こういうことで資格要件を緩めるとい
うことは、共済組合にとつてもまた一つのきわめ
て重要な問題でございまして。そういう点からは
慎重に考えざるを得ないといふことを先ほど来
申し上げておるわけでございます。産休職員の
そういった重要性といふことは議論としては別
の議論であると私どもは考えておるわけござ
います。

○三谷委員 議論としては別ではないです。ま
して、任用期間が十六週間という臨時採用のた
めに、一年間継続して勤務することがむずかしい
といふ条件もあるといふようなことなども考慮し
まして、これは道理があるといふことで請願を採
択しておるのであります。しかし、この請願とい
いますのは、いま私が主張しましたことよりはも
っと困難な問題、つまり、これは産休補助教員を
就職した時点で共済組合に加入させる、あるいは
この適用を昭和三十三年にさかのぼつて適用す
る、こうなつています。私が言つておるのとは、こ
れが正教員として採用された場合に、過去にお
いて臨時職員として十年も十八年もお勤めにな
つておる。その労をむだにすべきものではないの
だ、正教員になつた場合には、それはその産休臨

時職員当時の勤続年数というものを加算をしてあげるべきだ、そうしなければ、若いときならともかくとして、年齢がいつから正職員に採用されるわけであって、それまでに十年なり十五年なり、もうそういう臨時職員として過ごしていってしまふ。その場合にやはり考慮する必要があるんだということを言っている。この採択された請願はそうじゃありません。正教員に採用されるさなにかかわらず、それも全部そのように適用すべきだとなっており、私の言っているのは、まず正教員に採用された場合、さかのぼってどうするかという問題で、これについての改善策をとるべきだということを私は言っているわけです。

○塩田政府委員 先ほど来先生のおっしゃっておられることはよくわかっておるつもりでございます。ただ、私どもの方の共済組合の立場と基準というものを先ほど来私の方から申し上げていることでございまして、この点はやはり慎重に考えざるを得ないということでございします。

○三谷委員 ちよつとも合点がいかぬじゃないか。一年継続という問題はそこになぜ絶対性があるのだ。私は結局勤務の状態という実質を問題にすべきであると言っているわけであって、一年でなくちやならぬ、一年あるいは一年半でなくちやいかぬ、これは全く一つのけじめにすぎないのじゃないか。一つの基準にすぎないわけなんじゃないか。基準の変更はできるわけであって、基本的精神というものがどこにあるかということ、そこを考へていけば、一年というものが絶対的な条件であるとかあるいは実質がそういうものであるって、形式的に反するんだという言い方は、私は納得できない。形式論じゃない。ですから、実質問題としてこれは考へていく必要があるんじゃないかということを書いてあるわけだ。

○塩田政府委員 一年というものが絶対的なものでないというところは、これは当然でございます。制度でございますから、どこに基準を置くかというところでございますから、そういう意味では、絶対的なものではないとございませぬ。どこかに線を引かなければいけないということで、現在そういう制度をとっておる、それを要するということになりますと、私も私としては慎重に検討せざるを得ない、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○三谷委員 一年というものは絶対的なものではないと言われども、産休補助職員として五年なり十年なり、これは実質です。断続していても、実質勤めておるわけですから、その五年なり十年なり勤めた人を、一年の基準に沿わないから、つまり継続して一年ではないからと、こうおっしゃる。しかし、継続してないのは本人の意思ではないでしよう。教育委員会ではそれが必要なのでしよ。継続してない、断続して産休の補助をする職員が必要なのでしよ。だから、その必要に応じて勤務されている。そうして、その勤務されておる年数を合わせますと、十年なり十八年になるわけだ。それに対して、これは当然一年だからそれに該当しないという論理は、実質的に見ますと全くの形式論にすぎない。事実、これは実質十年なりあるいは八年なり勤めていらつしやる。これは実質の内容なんです。それを見るということがなぜできないかということなんです。見るべきだということです。これは行政の一部門でありますから、そういう点を考慮しながら改善を図っていくということ、これは大事なことなんです。大臣、もう一度お答えいただきたい。

○加藤國務大臣 私や担当部長が申しておりますことは、産休代替職員、産休補助職員の重要性に關しては全く議論のないところでございしますけれども、しかし、現行共済制度は、共済の名のごとく、相当期間勤務をいたしまして一体的な関係にありますことが条件でございしますから、したがって、さような要件には勤務形態が合致いたさない、かようなことを申しておるのでございますから、この点は区分しての御理解をいただければありがたい、かように思ひます。

○三谷委員 これは八年なり十年なり、勤務の実態があるのです。事実、その期間教員として勤務されて、教育の仕事に携わっていらつしやる。ただ、それがたまたま十六週間ですかで切れていく。切れていくけれども、切れて外れた分を引きましても、十年なり十八年間実質勤務されているわけだ。実態があるわけなんです。それがまたま切れているからいけない、こうおっしゃっているわけだ。切れているのは、本人の意思じゃないのです。それはむしろ教育委員会側の希望なんだ。そして、それを実質的に見ると、十年なり十八年なり勤めていらつしやる。それがなぜ評価できませんか。それが切れ目なしに一年続けばいいし、切れ目があったために十年でも十五年でもだめだと、こうおっしゃっている。これはおかしいでしよ。実際に勤務している年数というものが、断続したけれどもあるわけだ。それが十年なり十五年だ。これが資格がなくて、一年間断続して勤めたら資格がある。その形式論にはどこに根拠があるか。

○塩田政府委員 先ほどから何度も申し上げることでございしますけれども、そういう実態、いろいろあることはあるわけでございますけれども、共済組合の基準としてどこに線を引くかということに結局は尽きると思ひます。私も、先ほど来申し上げておるような基準を一つの線として引いておりますし、これをいま変えるということとは容易なことではなくて、慎重に考へなければいけないということを申し上げておるわけでございます。繰り返すことになりまして、ございまして、いまのような形に現在とは違って、慎重に考へなければいかぬということを申し上げておるわけでございます。

○三谷委員 通算ができないのかね。通算すれば、どこにどういう影響が出てくるか。

○塩田政府委員 現在、通算をほかのすべての職員に対していたしておりませんので、同じような問題が起こらうかと思ひます。通算をしまして、先生のおっしゃいますように合わせて何年だからというようにすることは、現在やっておらないわけでございます。それをやるとなると、これは共済としましては根本的な問題になりますので、慎重な検討を要しますということを申し上げておるわけでございます。

○三谷委員 ほかにそういう職業がありますか。二十回も三十回も断続して勤めなくちやならぬ、それが法律によつて決められている、そういう職業がほかにあります。それがあればその問題も一緒に論議する必要があるけれども、そんな職業があるのですか。

○塩田政府委員 職種としてあるかということではございませぬ、要するに、臨時的に採用されている人はすべて該当するわけでございます。

○三谷委員 それはいまのあなたの判断なんですよ。臨時的に採用されるといっても、この臨時採用は反復して繰り返して繰り返していらつしやるわけだ。そうして、二十回も三十回も就職しているわけなんだ。そういう例がほかにあります。ないでしよ。これは産休補助職員に限られた特殊な形態なんだ。その特殊な形態に対してそれに応じた処置を考へていくのはあたりまえのことじゃないですか。それがどうして一般に影響するのですか。通算を設けたらだめだ、君たち。それを押し通そうとするから無理なことを言わなくちやいけません。理屈が通らぬじゃないですか。

○塩田政府委員 断続した場合に、つまり切れた場合に、基準を欠くということをお願いしておるわけだ、産休の先生の場合にはそれに当たるといふことでございしますから、産休の先生のみならず、要するに切れる、断続してなくて断続していらつしやるところに私は一線を引いておるわけでございますから、先ほどから申し上げておる通りに、それを要するということについては、これは共済の基本的な問題として慎重に考へざるを得ないということを申し上げておるわけでございます。

○三谷委員 それはあなたの方官僚がそういう線を引いておるかどうかわかりませんが、これは四十八年九月の地方行政委員会の請願においても採択された問題じゃないですか。国民の、つまり世論がそうになっていることとや。その上になんて、どう考えるかということだ。君の頭の中だけで問題を主観的に考えて、一年経って、欠けられだめだ、そんなことを議会の方では言っていない。それが請願の採択になっているわけじゃないか。そういう国民の意思というものをどのよう調節していくのだ。知らぬ顔の半兵衛で通すつもりかね。

○塩田政府委員 先ほど来のお答えを繰り返すように恐縮でございますけれども、共済組合制度の基本にかかわりますので、これは慎重に考えさせていただきますというところでございます。

○三谷委員 どこが基本にかかわるのだ。基本にかかわることをさっきから繰り返して繰り返して具体的に説明して言っているじゃないか。聞いているのかね、君は。どこが基本にかかわるのだ。どこで共済制度が崩壊するんだ。それを納得いくように説明してください。

○塩田政府委員 この点も、先ほどから申し上げておりますように、継続性ということに共済組合の場合の資格認定の基準を置いておるわけでございます。そこにかかわるわけでございます。

○三谷委員 継続というのは、一年継続なんですよ。要するに、継続が一年継続していなくて、六年も十年も実質そこで教員をやっているという存在があるわけだ。それがなぜ継続という規定に反するということで対象にならないかという問題なんです。まだ時間があるので、いまの点について、さらに検討を加えて対策を明らかにしてください。そういう論議や道理に反する答弁なんというものは、何ぼしやちほこばったってだめだ。納得できません。

そこで、もう一つ聞いておきますが、社会保障憲章は、社会保障制度の管理運営については、労働組合が主体的に参加し、労働者を初め受益者の

代表によって民主的に運営される、これを基本原則として示している。しかし、実際には公務員共済組合の運営においてもこの基本原則が軽視されて、非民主的な運営が改善されていない。共済組合が独立した法人格を認められておるにもかかわらず、みずから管理運営する実質的な権限を持たない。出向機関の責任者は各省の最高幹部になっている。実質的な出向者は担当部長になつていて、共済組合の主体であり、構成員の大半を占める公務員労働者の意見は、その代表を通じて運営審議会に反映されるにとどまっている。これは一体どういうことなんだろう。運営の民主化という問題が以前からやかましく言われておりますけれども、一体、地方公務員共済組合に出向している国家公務員は何人上つていますか。

○桑名説明員 共済組合の運営につきましては、先生御指摘のとおり、運営審議会なり組合会はずべて労使対等に選出をいたしておるわけでございまして、運営審議会の運営並びに組合会の運営につきましては、組合員の意思を十分反映して運営されているものと私どもは考えているわけでございます。

○三谷委員 それはあなたが根拠なしに考えてもだめじゃないか。たとえば地方職員共済組合の理事、監事、事務局次長、福祉課長、経理課長、調査課長、監査室長、業務課次長、出納室次長心得、勤労会館事務部長、これはすべて国家公務員の出向じゃないのですか。どこに半々があるのですか。

それからなお、地方職員共済組合の課長、これは三十人ぐらゐりますか。これは全部国家公務員の出向じゃないのですか。これはどういう仕組みになっているわけですか。

○桑名説明員 労使半々で運営をしていると申し上げましたのは、共済組合に置かれております運営審議会あるいは組合会等の構成が半々となっている点を申し上げたわけでございます。

先生がただいま御指摘になりました地方職員共済組合の事務局等に自治省の職員が休職というか

っこうで出向している事例が多い、こういう御指摘でございますが、地方職員共済組合に自治省の職員を休職として勤務をさせている事実があることは、御指摘のとおりでございます。地方職員共済組合の構成団体あるいはその業務内容の性質等を見ますならば、本来、国の職員が国家公務員としての身分を有したままその組合に勤務することは原則として適当でないと思われるわけでございまして、国が必要な援助または配慮をすることとされている公共的機関の設立に伴う臨時的要求に基づきまして、その職員の職務と関連があると認められる業務に従事する場合には、人事院規則の定めるところによりまして出向させて勤務をさせているわけでございます。

○三谷委員 そこはわかりました。確かに人事院規則の一一四の第三条第一項第三号には、公的機関の設立に伴う臨時措置であることがうたわれておる。そこで、昭和五十三年の本委員会でも植弘公務員部長が答えておりましたのは、「これはやはり基本的にはそういう公的機関が発足したとして、内容が充実し、本来の機能を果たし得るようになるまで」の臨時的な措置であります、こうおっしゃっている。組合ができてすでに十五年たつた今日でも、地方公務員共済組合は休職事務官の派遣が臨時的に必要なほど内容が充実していない。派遣がなければ本来の機能が果たし得ないという状態なんじゃないですか。

○塩田政府委員 御指摘のように、もう十五年たつておりますので、逐次ひとり歩きができるような、ひとり立ちができるような形に持っていかなければならぬわけでございますが、この共済制度そのものが非常に膨大、むずかしい問題でございますので、必ずしも現在のところそこまで達していないということでもいま出向職員を出しているわけでございますが、いずれにしましても、逐次改善していくべきものであることは御指摘のとおりでございます。私もそういうふうに配慮していきたいというふうに考えております。

○三谷委員 公的機関の設立に伴う臨時的な措置でありますから、臨時的な措置というのは十五年も二十年も指すわけじゃない。そんなのはごく短時間の内容を意味している。そうしますと、この法律のたてまえから見ますと、いつまでもここに古手の役人が出向して、そして事実上共済組合の仕事を手を牛耳るというようなことは改善すべきだ。あなた方はいまの補助職員に關してはいまの不十分な法律を盾にしてとかくおっしゃっているけれども、こういう場合におきましては、いずれにしても今後検討と、こうなっている。御都合主義が過ぎるんだ。厳密に法律を守るんだらこういうところにおいてみずから守ってもらいたい。そうして、しかし事実上の関係があつて考慮を払う必要があるならば、これはいまの産休補助職員におきまして、当然そういう事実上の関係から考慮を払うべきものなんだ。大臣、その点どうでしょう。

○加藤國務大臣 制度発足間もないころの処置が今日まで続いておられますのは、私は実態をつまびらかに承知をいたしませんけれども、いまだそれなりの理由が残存いたしておる、かように理解をせざるを得ないのでありますけれども、しかり、なるべく早く民主的な運営に切りかえていく、これがたてまえであらうかと思ひます。

○三谷委員 いまだそういう理由が残存しているというのは、天下りポストを維持するということなんだ。これはすでに行政改革の面におきまして問題になっている内容の一端を構成しているものです。このことを指摘しておきます。

なお、きょう恩給局と厚生省にお越しいただきましたが、時間の関係で御質問ができませんので、また機会を得てお願いしたいと思います。どうも済みませんでした。

○木村委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○木村委員長 たいま本案に対して、中山利生君、佐藤敬治君、小川新一郎君、山本健二郎君、三谷秀治君及び川合武君から、六党共同をもって修正案が提出されました。

この際、修正案の提出者から趣旨の説明を求めます。中山利生君。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○中山(利)委員 たいま議題となりました昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブの六党を代表いたしまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、政府原案におきましては、施行期日は「昭和五十二年四月一日」となっておりますが、すでにその期日が経過しておりますので、修正案は、施行期日を「公布の日」に改め、これに伴いまして所要の規定の整備を図らうとするものであります。

以上が、修正案の趣旨及びその内容であります。

何とぞ、御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○木村委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

修正案については、別に発言の申し出もありません。

○木村委員長 これより本案及びこれに対する修

正案を一括して討論を行うのでありますが、別に討論の申し出もありません。

これより採決いたします。

まず、中山利生君外五名提出の修正案の採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立総員。よって、中山利生君外五名提出の修正案は可決いたしました。

次に、たいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立総員。よって、修正部分を除いて原案は可決いたしました。したがって、本案は修正議決すべきものと決しました。(拍手)

○木村委員長 たいま議題いたしました法律案に対して、中山利生君、佐藤敬治君、小川新一郎君、山本健二郎君、三谷秀治君及び川合武君から、六党共同をもって附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議の提出者から趣旨の説明を求めます。佐藤敬治君。

○佐藤(敬)委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブの六党を代表いたしまして、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により趣旨説明にかえさせていただきます。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方公務員共済制度の一層の充実と

地方公務員の退職後の生活を配慮し、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方公務員共済組合が支給する年金については、国民の生活水準、公務員の給与、物価の上昇等を考慮し、既裁定年金の実質的価値保全のための具体的な対策を早急に検討すること。

二、年金額の改定実施時期については、現職公務員の給与より一年の遅れがあるので、遅れをなくすよう特段の配慮をすること。

三、長期給付に要する費用の公的負担分については、厚生年金等の負担と異なっている現状にかんがみ、公的年金制度間の均衡を考慮して、すみやかに適切な措置を講ずるよう検討すること。また、短期給付に要する費用の負担についても、組合員の負担上限について配意しつつ、適切な措置を検討すること。

四、退職年金等の最低保障額について、引き続きその引上げを図ること。

五、遺族年金の給付水準を七〇%とするよう法律上の措置を講ずること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆様の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○木村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

これより採決いたします。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立総員。よって、中山利生君外五名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、加藤自治大臣より発言を求められておりますので、これを許します。加藤自治大臣。

○加藤国務大臣 たいまの附帯決議につきましては、その趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。(拍手)

○木村委員長 この際、お諮りいたします。

たいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木村委員長 次回は、来る十一日午前十時理事會、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時四十五分散會

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条中「昭和五十二年四月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 附則第六条の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附則第五条第一項中「(以下「施行日」という。)」を削る。

附則第六条第一項中「施行日」を「昭和五十二年四月一日」に改め、同条第四項中「施行日」を「昭和五十二年四月一日」に、「昭和五十二年四月三十日」を「同月三十日」に改める。

昭和五十三年五月二十五日印刷

昭和五十三年五月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K